



神奈川県

県民局次世代育成部次世代育成課

認定こども園の
認可・認定等の手引き
(法令編)

法令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	29 頁
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令	41 頁
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	44 頁
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則	52 頁
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	64 頁
幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	70 頁
幼保連携型認定こども園の設置認可に係る取扱基準	71 頁
幼保連携型認定こども園設置認可等の事務取扱要綱	76 頁
認定こども園の要件を定める条例	84 頁
神奈川県認定こども園の要件に関する取扱基準	87 頁
神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱	92 頁
参考様式	110 頁

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 2 この法律において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。
- 3 この法律において「保育所」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。
- 4 この法律において「保育機能施設」とは、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の主務省令で定めるものを除く。）をいう。
- 5 この法律において「保育所等」とは、保育所又は保育機能施設をいう。
- 6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、同条第九項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。
- 7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。
- 8 この法律において「教育」とは、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校（第九条において単に「学校」という。）において行われる教育をいう。
- 9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。
- 10 この法律において「保育を必要とする子ども」とは、児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。
- 11 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。
- 12 この法律において「子育て支援事業」とは、地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業、地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業であって主務省令で定めるものをいう。

第二章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

- 第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合）にあっては、都道府県の教育委員会、以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。
- 2 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。
- 一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第十条第二項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- 二 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童福祉法第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- 三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし

- 当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- 3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。
 - 4 前項の条例で定める要件は、次に掲げる基準に従い、かつ、主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定めるものとする。
 - 一 次のいずれかに該当する施設であること。
 - イ 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三号各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - ロ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
 - 二 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
 - 5 都道府県知事は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）及び市町村以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があったときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。
 - 一 第一項若しくは第三項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。
 - 二 当該申請に係る施設を設置する者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。次号において同じ。）が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - 三 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。
 - 四 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 八 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 二 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの）のうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）

が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、認定の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

6 都道府県知事は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国又は市町村である場合にあっては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号により当該都道府県が定める区域をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

二 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認めるとき。

8 都道府県知事は、第一項又は第三項の認定をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。

9 都道府県知事は、当該都道府県が設置する施設のうち、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

（認定の申請）

第四条 前条第一項又は第三項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 施設の名称及び所在地

三 保育を必要とする子どもに係る利用定員（満三歳未満の者に係る利用定員及び満三歳以上の者に係る利用定員に区分するものとする。）

四 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員（満三歳未満の者に係る利用定員及び満三歳以上の者に係る利用定員に区分するものとする。）

五 その他主務省令で定める事項

2 前条第三項の認定に係る前項の申請については、連携施設を構成する幼稚園の設置者と保育機能施設の設置者とが異なる場合には、これらの者が共同して行わなければならない。

(認定の有効期間)

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申請書の提出があったときは、都道府県知事は、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らし、当該保育所において保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該保育を必要とする子どもの保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除き、認定の有効期間を更新しなければならない。

(教育及び保育の内容)

第六条 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされた施設の設置者は、当該施設において教育又は保育を行うに当たっては、第十条第一項の幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならない。

(認定の取消し)

第七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。

一 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設がそれぞれ同条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるとき。

二 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が第三十条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が同条第五項第四号イから八まで、ト又はチのいずれかに該当するに至ったとき。

五 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が不正の手段により同条第一項又は第三項の認定を受けたとき。

六 その他第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者がこの法律、学校教育法、児童福祉法、私立学校法、社会福祉法若しくは私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第三条第九項の規定による公示がされた施設が同条第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、同条第九項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

(関係機関の連携の確保)

第八条 都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の規定により認定を行おうとするとき及び前条第一項の規定により認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、学校教育法又は児童福祉法の規定により当該認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関（当該機関が当該都道府県知事である場合を除く。）に協議しなければならない。

2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

第三章 幼保連携型認定こども園

(教育及び保育の目標)

第九条 幼保連携型認定こども園においては、第二条第七項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。次条第二項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

(教育及び保育の内容)

第十条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第二条第

- 七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。
- 2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一条に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
 - 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。
- （入園資格）
- 第十一条 幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子どもとする。
- （設置者）
- 第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。
- （設備及び運営の基準）
- 第十三条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。
- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 幼保連携型認定こども園における学級の編制並びに幼保連携型認定こども園に配置する園長、保育教諭その他の職員及びその員数
 - 二 幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積その他幼保連携型認定こども園の設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの
 - 三 幼保連携型認定こども園の運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの
 - 3 主務大臣は、前項に規定する主務省令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、並びに同項第二号及び第三号の主務省令を定め、又は変更しようとするときは、子ども・子育て支援法第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
 - 4 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
 - 5 幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。
- （職員）
- 第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かななければならない。
- 2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。
 - 3 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - 4 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
 - 5 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副園長が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
 - 6 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。）をつかさどる。
 - 7 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）に事故があるときは園長の職務を代理し、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）が欠けたときは園長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。
 - 8 主幹保育教諭は、園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長又は教頭。第十一項及び第十三項において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
 - 9 指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
 - 10 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。
 - 11 主幹養護教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び園児（満三歳以上の園児に限る。以下この条において同じ。）の養護をつかさどる。
 - 12 養護教諭は、園児の養護をつかさどる。
 - 13 主幹栄養教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。

- 14 栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 15 事務職員は、事務に従事する。
- 16 助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。
- 17 講師は、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。
- 18 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- 19 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

(職員の資格)

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第三十九条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

- 2 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
- 3 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
- 4 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。）を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。
- 5 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、職員の資格に関する事項は、主務省令で定める。

(設置等の届出)

第十六条 市町村（指定都市等を除く。次条第五項において同じ。）は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（次条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

(設置等の認可)

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第二十二条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。七申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者

ハ 第二十二条第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当

該認可の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

- 二 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの
 - 3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
 - 4 指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
 - 5 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。
 - 6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をしないものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。
 - 一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。
 - 二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。
 - 三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。
 - 7 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。
（都道府県知事への情報の提供）
- 第十八条 第十六条の届出を行おうとする者又は前条第一項の認可を受けようとする者は、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 指定都市等の長は、前条第一項の認可をしたときは、速やかに、都道府県知事に、前項の書類の写しを送付しなければならない。
 - 3 指定都市等の長は、当該指定都市等が幼保連携型認定こども園を設置したときは、速やかに、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。
（報告の徴収等）
- 第十九条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告及び改善命令)

第二十条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

(事業停止命令)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

- 一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。
- 二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(認可の取消し)

第二十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(運営の状況に関する評価等)

第二十三条 幼保連携型認定こども園の設置者は、主務省令で定めるところにより当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業(以下「教育及び保育等」という。)の状況その他の運営の状況について評価を行い、その結果に基づき幼保連携型認定こども園の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第二十四条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の当該幼保連携型認定こども園の運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(都道府県における合議制の機関)

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

(学校教育法の準用)

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第百三十七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体以外の者の設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)」と、「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(指定都市等(同法第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長)」と、同法第八十一条第一項中「該当する幼児、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この項において単に「園児」という。))」と、「必要とする幼児、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第百三十七条中「学校教育上」とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営上」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(学校保健安全法の準用)

第二十七条 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第三条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで、第二十三条及び第二十六条から第三十一条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、これらの規定中「文部科学省令」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十六条第二項に規定する主務省令」と読み替えるほか、同法第九条中「学校教育法第十六条」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第十一项」と、「第二十四条及び第三十条」とあるのは「第三十条」と、同法第十七条第二項中「第十一条から」とあるのは「第十三条から」と、「第十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条」とあるのは「第十三条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章 認定こども園に関する情報の提供等

(教育・保育等に関する情報の提供)

第二十八条 都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の認定をしたとき、第十六条の届出を受けたとき、第十七条第一項の認可をしたとき、第十八条第二項の書類の写しの送付を受けたとき又は同条第三項の書類の提出を受けたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、これらに係る施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要(当該施設において行われる教育及び保育等の概要をいう。次条第一項において同じ。)についてその周知を図るものとする。第三条第九項の規定による公示を行う場合及び都道府県が幼保連携型認定こども園を設置する場合も、同様とする。

(変更の届出)

第二十九条 認定こども園の設置者(都道府県を除く。次条において同じ。)は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条の規定により周知された事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、前条に規定する方法により、同条に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。都道府県が設置する認定こども園について同項に規定する変更を行う場合も、同様とする。

(報告の徴収等)

第三十条 認定こども園の設置者は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 第十九条第一項に定めるもののほか、都道府県知事は、認定こども園の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その設置者に対し、認定こども園の運営に関し必要な報告を求めることができる。

(名称の使用制限)

第三十一条 何人も、認定こども園でないものについて、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

2 何人も、幼保連携型認定こども園でないものについて、幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第五章 雑則

(学校教育法の特例)

第三十二条 認定こども園である幼稚園又は認定こども園である連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法第二十四条、第二十五条並びに第二十七条第四項から第七項まで及び第十一項の規定の適用については、同法第二十四条中「努めるものとする」とあるのは「努めるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第十二項に規定する子育て支援事業(以下単に「子育て支援事業」という。)を行うものとする」と、同法第二十五条中「保育内容」とあるのは「保育内容(子育て支援事業を含む。)」と、同法第二十七条第四項から第七項まで及び第十一項中「園務」とあるのは「園務(子育て支援事業を含む。)」とする。

(児童福祉法の特例)

第三十三条 第三条第一項の認定を受けた公私連携型保育所(児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する公私連携型保育所をいう。)に係る同法第五十六条の八の規定の適用については、同条第一項中「保育及び」とあるのは、「保育(満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことを含む。)及び」とする。

(公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例)

第三十四条 市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(学校法人又は社会福祉法人に限る。)を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携法人」という。)として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定(第十一項及び第十四項において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において単に「協定」という。)を締結しなければならない。

- 一 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- 二 公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- 三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- 四 協定の有効期間
- 五 協定に違反した場合の措置
- 六 その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

- 3 公私連携法人は、第十七条第一項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- 4 市町村長は、公私連携法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携法人が協定に基づき公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携法人に対し、当該設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。
- 5 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。
- 6 公私連携法人は、第十七条第一項の規定による廃止等の認可の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に関し意見を付すことができる。
- 7 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を適切にさせるため必要があると認めるときは、公私連携法人若しくは園長に対して必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 8 第十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 9 第七項の規定により、公私連携法人若しくは園長に対し報告を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは公私連携幼保連携型認定こども園に立入検査をさせた市町村長（指定都市等の長を除く。）は、当該公私連携幼保連携型認定こども園につき、第二十条又は第二十一条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
- 10 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。
- 11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。
- 12 公私連携法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携幼保連携型認定こども園について、第十七条第一項の規定による廃止の認可を都道府県知事に申請しなければならない。
- 13 公私連携法人は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
- 14 指定都市等の長が指定を行う公私連携法人に対する第三項の規定の適用については、同項中「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは、「指定都市等の長」とし、第六項の規定は、適用しない。

（緊急時における主務大臣の事務執行）

第三十五条 第十九条第一項、第二十条及び第二十一条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、園児の利益を保護する緊急の必要があると主務大臣が認める場合にあっては、主務大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るもの（同条第二項を除く。）に限る。）は、主務大臣に関する規定として主務大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、主務大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（主務大臣等）

第三十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（政令等への委任）

第三十七条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行のため必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては主務省令で定める。

第六章 罰則

第三十八条 第二十一条第一項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者又は登録を受けていない者を主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師に任命し、又は雇用したとき。

二 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有せず、又は登録を受けていないにもかかわらず主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師となったとき。

三 第十五条第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を主幹養護

- 教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭に任命し、又は雇用したとき。
- 四 第十五条第二項、第三項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭となったとき。
- 五 第三十一条第一項の規定に違反して、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。
- 六 第三十一条第二項の規定に違反して、幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。

附則（平二四・八・二二法六六）

（施行期日）

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（認定こども園である幼保連携施設に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園（同法第二条第二項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）及び保育所（同法第二条第三項に規定する保育所をいう。）で構成されるものに限る。以下この項及び次項において「旧幼保連携型認定こども園」という。）であって、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。次条第一項において同じ。）及び地方公共団体以外の者が設置するものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に、新認定こども園法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなす。ただし、当該旧幼保連携型認定こども園の設置者が施行日の前日までに、新認定こども園法第三十六条第二項の主務省令（以下単に「主務省令」という。）で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により新認定こども園法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）の設置者は、施行日から起算して三月以内に、同法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事（指定都市等の区域内に所在するみなし幼保連携型認定こども園の設置者については、当該指定都市等の長）に提出しなければならない。

3 指定都市等の長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、速やかに、当該書類の写しを都道府県知事に送付しなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の書類の提出又は前項の書類の写しの送付を受けたときは、新認定こども園法第二十八条に規定する方法により、同条に規定する者に対し、当該書類又は当該書類の写しに記載された事項についてその周知を図るものとする。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

第四条 施行日の前日において現に存する幼稚園を設置している者であって、次に掲げる要件の全てに適合するもの（国、地方公共団体、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人を除く。）は、当分の間、新認定こども園法第十二条の規定にかかわらず、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園（新認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいい、当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。）を設置することができる。

一 新認定こども園法第十三条第一項の基準に適合する設備又はこれに要する資金及び当該幼保連携型認定こども園の経営に必要な財産を有すること。

二 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が幼保連携型認定こども園を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が社会的信望を有すること。

2 前項の規定により幼保連携型認定こども園を設置しようとする者（法人以外の者に限る。）に係る新認定こども園法第十七条第二項の規定の適用については、「一申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とあるのは「一申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。一の二申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園の運営に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(保育教諭等の資格の特例)

- 第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(第三項において単に「登録」という。)を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。
- 2 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。)を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。
- 3 施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であって、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの(登録を受けている者に限る。)については、同条第七項の規定は、適用しない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

- 第六条 この法律の施行の際現に幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、新認定こども園法第三十一条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置)

- 第七条 施行日において現に幼稚園を設置しており、かつ、当該幼稚園の名称中に幼稚園という文字を用いている者が、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置した場合には、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三十五条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の名称中に引き続き幼稚園という文字を用いることができる。

(罰則に関する経過措置)

- 第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 第九条 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、新認定こども園法第十七条第一項の認可の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(政令への委任)

- 第十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の整備等)

- 第十一条 この法律の施行に伴う関係法律の整備等については、別に法律で定めるところによる。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令

(法第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)
- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)
- 三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)
- 四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)
- 五 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)
- 六 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)
- 七 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)
- 八 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)
- 九 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)
- 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)
- 十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)
- 十二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

(法第三条第五項第四号ハ及び第十七条第二項第二号の政令で定める労働に関する法律の規定)

第二条 法第三条第五項第四号ハ及び第十七条第二項第二号の政令で定める労働に関する法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百七条、第百十八条第一項(同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第百十九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。)及び第百二十条(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条(第四項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)
- 二 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
- 三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和三十四年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

(法第三条第五項第四号ニの政令で定める使用人)

第三条 法第三条第五項第四号ニの政令で定める使用人は、同条第一項又は第三項の認定を受けた施設に係る事業を管理する者とする。

(幼保連携型認定こども園について準用する学校教育法の規定の読替え)

第四条 法第二十六条の規定により幼保連携型認定こども園について学校教育法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える学校教育法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条	校長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長(第九条及び第十条において単に「園長」という。)
第九条及び第十条	校長	園長

(幼保連携型認定こども園について準用する学校保健安全法の規定の読替え)

第五条 法第二十七条の規定により幼保連携型認定こども園について学校保健安全法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える学校保健安全法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条	児童生徒等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下「園児」という。)

第五条、第六条第一項、第八条、第九条、第十三条の前の見出し、同条第二項、第十九条、第二十六条から第二十八条まで、第二十九条第一項及び第三項並びに第三十条	児童生徒等	園児
第六条第一項	事項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）	事項
第六条第三項	校長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長（以下「園長」という。）
第十三条第一項	児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）	園児
第十九条、第二十八条、第二十九条第二項及び第三十一条	校長	園長

（学校保健安全法施行令の準用）

第六条 法第二十七条において準用する学校保健安全法第十八条の政令で定める場合については、学校保健安全法施行令（昭和三十二年政令第百七十四号）第五条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「法第十九条」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（次号において「認定こども園法」という。）第二十七条において準用する法第十九条」と、同条第二号中「法第二十条」とあるのは「認定こども園法第二十七条において準用する法第二十条」と、「学校」とあるのは「認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。

第七条 法第二十七条において準用する学校保健安全法第十九条の規定による出席停止の手続については、学校保健安全法施行令第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第六条第一項中「校長」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この条及び次条において「認定こども園法」という。）第十四条第一項に規定する園長（次条において「園長」という。）」と、「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは「認定こども園法第十四条第六項に規定する園児の保護者（認定こども園法第二条第十項に規定する保護者をいう。）」と、同条第二項及び同令第七条中「文部科学省令」とあるのは「認定こども園法第三十六条第二項に規定する主務省令」と、同条中「校長」とあるのは「園長」と、「学校」とあるのは「認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。

（幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存）

第八条 幼保連携型認定こども園（国が設置するものを除く。）が廃止されたときは、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園については当該幼保連携型認定こども園を設置していた地方公共団体の長が、地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園については都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）が、法第三十六条第二項に規定する主務省令で定めるところにより、それぞれ当該幼保連携型認定こども園に在籍し、又はこれを卒園した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（次項において「一部改正法」という。）の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施

行する。

（一部改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項第一号の二の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律）

- 2 一部改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項第一号の二の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、第一条各号に掲げる法律とする。

附 則〔平成二六年七月九日政令第二五二号〕

この政令は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律〔平成二六年六月法律第七九号〕の施行の日〔平成二六年七月一五日〕から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

(法第二条第四項の主務省令で定める施設)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)第二条第四項の主務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 一日に保育する子どもの数(次に掲げるものを除く。)が五人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

イ 事業主がその雇用する労働者の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業主から委託を受けて当該労働者の子どもの保育を実施する施設にあつては、当該労働者の子どもの数

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体が委託を受けて当該労働者の子どもの保育を実施する施設にあつては、当該労働者の子どもの数

八 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第四十九条の二第一号八の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該組合等から委託を受けて当該構成員の子どもの保育を実施する施設にあつては、当該構成員の子どもの数

二 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の子どもを保育するために自ら設置する施設又は当該事業者から委託を受けて当該顧客の子どもを保育する施設にあつては、当該顧客の子どもの数

ホ 設置者の四親等内の親族である子どもの数二半年を限度として臨時に設置される施設

二 半年を限度として臨時に設置される施設

(法第二条第十二項の主務省令で定める事業)

第二条 法第二条第十二項の主務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

二 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業

四 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業五地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

(法第三条第一項の主務省令で定める場合)

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保育所に係る児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合

二 都道府県知事が、前号に規定する事務を地方自治法第八十条の二の規定に基づき当該都道府県の教育委員会の職員が補助執行を行っていることその他の当該都道府県における幼稚園及び保育所に関する事務の執行等の状況に照らして当該都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行うことが適当と認めてその旨を定めた場合(法第三条第五項第四号二ただし書の主務省令で定める二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)

第四条 法第三条第五項第四号二ただし書の主務省令で定める二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事(法第三条第一項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあっては、都道府県の教育委員会。第九条、第二十八条及び第二十九条において同じ。)が法第三十条第二項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

2 前項の規定は、法第三条第五項第四号ホただし書の主務省令で定めるホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて準用する。(法第三条第五項第四号ホの主務省令で定める申請者の親会社等)

第五条 法第三条第五項第四号ホに規定する申請者(以下この条において「申請者」という。)の親会社等(次項及び第四項第一号において「申請者の親会社等」という。)は、次に掲げる者とする。

一 申請者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超える者

二 申請者(株式会社である場合に限る。)の議決権の過半数を所有している者

三 申請者(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。次項第三号及び第三項第三号において同じ。))である場合に限る。)の資本金の過半数を出資している者

四 申請者の事業の方針の決定に関して、前三号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認めら

れる者

2 法第三条第五項第四号ホの主務省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者
- 二 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
- 三 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
- 四 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者

3 法第三条第五項第四号ホの主務省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者
- 二 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
- 三 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
- 四 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者

4 法第三条第五項第四号ホの主務省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。
- 二 法第三条第一項又は第三項の規定により認定を受けた施設の設置者であること。

（法第三条第六項の規定による協議手続）

第六条 法第三条第六項の規定による協議は、法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に提出してするものとする。

（法第三条第七項ただし書の主務省令で定める場合）

第七条 法第三条第七項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第二項第一号により都道府県が定める区域をいう。以下この条及び第二十二條第一項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（第三号及び第二十二條第一項第一号において「市町村計画」という。）に基づき整備をしようとするものを含む。以下この項及び第二十二條第一項において同じ。）の利用定員の総数（当該申請に係る施設の事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請施設事業開始年度」という。）に係るものであって、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものをいい、当該特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している幼児の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあっては、当該在籍している幼児の総数を勘案して都道府県知事が定める数）の合計数が、同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下この条及び第二十二條において「都道府県計画」という。）において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認める場合

- 二 法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認める場合

- 三 法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいう。以下この号及び第二十二條第一項において同じ。）（同法第四十三条第一項に規定する事業所内保育事業所における同項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。）の利用定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認める場合

2 前項各号の施設が保育所又は幼稚園（これらの施設の運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）である場合における同項各号の規定の適用については、これらの規定中「必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであって）」とあるのは、「必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るもの（都道府県計画で定める当該区域において実施しようとする教育又は保育の提供体制の確保に必要な数を加えて得た数を含む。）であって）」とする。

(法第四条第一項第五号の主務省令で定める事項)

第八条 法第四条第一項第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育機能施設の別
- 二 認定こども園の名称
- 三 認定こども園の長(認定こども園の事業を管理する者をいう。)となるべき者の氏名
- 四 教育又は保育の目標及び主な内容
- 五 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

(法第五条第二項の規定による申請書の提出の方法等)

第九条 法第五条第二項の規定により同条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名
- 二 施設の名称及び所在地

(幼保連携型認定こども園に置かれる講師)

第十条 講師は、常時勤務に服しないことができる。

(幼保連携型認定こども園に置かれる用務員)

第十一条 用務員は、幼保連携型認定こども園の環境の整備その他の用務に従事する。

(幼保連携型認定こども園の園長の資格)

第十二条 園長の資格は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けており、及び、次に掲げる職に五年以上あることとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長(幼保連携型認定こども園の園長を含む。)の職
- 二 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授(学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法第五十八条第一項及び第七十条第一項に規定する助教授を含む。)、助教、副校長(幼保連携型認定こども園の副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員(以下この条において「教員」という。)の職
- 三 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員(単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。)、実習助手、寄宿舎指導員(学校教育法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百五号)による改正前の学校教育法第七十三条の三第一項に規定する寮母を含む。)及び学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。)の職
- 四 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)第一条の規定による教員養成諸学校の長の職
- 五 前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職
- 六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職
- 七 前号に規定する職のほか、外国の学校における第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職
- 八 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法(以下この号において「旧児童福祉法」という。)第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。)において矯正教育又は指導を担当する者(旧児童福祉法第四十四条に規定する救護院(同法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。)において指導を担当する者を含む。)の職
- 九 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の長の職
- 十 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職
- 十一 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職
- 十二 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業(以下この条において「家庭的保育事業等」という。)の管理者の職
- 十三 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職
- 十四 家庭的保育事業等における事務職員の職
- 十五 第一号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育(教育基本法

(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。)若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員(単純な労務に雇用される者を除く。)の職

十六 外国の官公庁における前号に準ずるものの職

第十三条 国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園の園長の任命権者又は国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の目的を実現するため、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、前条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認めるものを園長として任命し、又は採用することができる。

(幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格)

第十四条 前二条の規定は、副園長及び教頭の資格について準用する。

(幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等)

第十五条 幼保連携型認定こども園の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を記載した書類及び法第十三条第一項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えてしなければならない。

一 目的

二 名称

三 所在地

四 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面

五 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(第三項及び次条において「園則」という。)

六 経費の見積り及び維持方法

七 開設の時期

2 法第十六条の届出を行った市町村又は法第十七条第一項の認可を受けた者は、前項各号に掲げる事項(市町村にあっては第一号及び第六号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長)に届け出なければならない。

3 前項の規定による園則の変更は、次条に掲げる事項に係る園則の変更とする。

(幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項)

第十六条 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項

二 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項

三 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項

四 利用定員及び職員組織に関する事項

五 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項

六 保育料その他の費用徴収に関する事項

七 その他施設の管理についての重要事項

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請又は届出)

第十七条 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項(休止についての認可の申請又は届出の場合にあっては第四号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を添えてしなければならない。

一 廃止又は休止の理由

二 園児の処置方法

三 廃止の期日又は休止の予定期間

四 財産の処分

(幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請又は届出)

第十八条 幼保連携型認定こども園の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に関係する者が連署して、変更前及び変更後の第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

(法第十七条第二項第三号ただし書の主務省令で定める認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)

第十九条 法第十七条第二項第三号ただし書の主務省令で定める同号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、法第三十四条第一項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園にあっては市町村の長とし、法第三十五条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務を主務大臣が行う場合にあっては主務大臣とする。)が法第十九条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型

認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該幼保連携型認定こども園の設置者が当該認可の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

2 前項の規定は、法第十七条第二項第七号八の主務省令で定める同号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて準用する。

(法第十七条第二項第五号の規定による聴聞決定予定日の通知)

第二十条 法第十七条第二項第五号の規定による通知をするときは、法第十九条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

(法第十七条第五項の規定による協議手続)

第二十一条 法第十七条第五項の規定による協議は、第十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を市町村の長に提出してするものとする。

(法第十七条第六項ただし書の主務省令で定める場合)

第二十二条 法第十七条第六項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十七条第一項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域(指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。)における特定教育・保育施設の利用定員の総数(当該申請に係る幼保連携型認定こども園の事業の開始を予定する日の属する事業年度(以下この条において「申請幼保連携型認定こども園事業開始年度」という。)に係るものであって、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)及び特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものをいい、当該特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している幼児の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあっては、当該在籍している幼児の総数を勘案して都道府県知事(指定都市等の長が認可を行う場合にあっては指定都市等の長)が定める数)の合計数が、都道府県計画(指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、同法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村計画。以下この条において同じ。)において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認める場合

二 法第十七条第一項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認める場合

三 法第十七条第一項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(子ども・子育て支援法第四十三条第一項に規定する事業所内保育事業所における同項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。)の利用定員の総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認める場合

2 前項各号の申請に係る幼保連携型認定こども園が幼稚園又は保育所を廃止して設置しようとする場合における同項各号の規定の適用については、これらの規定中「必要利用定員総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって)」とあるのは、「必要利用定員総数(申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るもの(都道府県計画で定める当該区域において実施しようとする教育又は保育の提供の確保体制に必要な数を加えて得た数を含む。))であって」とする。

(法第二十三条の規定による評価の方法)

第二十三条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業(第二十五条において「教育及び保育等」という。)の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、幼保連携型認定こども園の設置者は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第二十四条 幼保連携型認定こども園の設置者は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の当該幼保連携型認定こども園の関係者(当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第二十五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表

するよう努めるものとする。
 (学校教育法施行規則の準用)

第二十六条 学校教育法施行規則(昭和三十二年文部省令第十一号)第二十五条、第二十七条、第二十八条第一項及び第二項前段、第四十八条、第四十九条、第五十九条、第六十条並びに第六十三条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える学校教育法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十五条	校長(学長を除く。)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長(以下「園長」という。)
	児童等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(第二十八条において「園児」という。)
第二十七条	私立学校	国(国立大学法人法(平成十五年法律第一百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)
	大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事	都道府県知事(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「指定都市等」という。))の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長)
第二十七条、第四十八条、第四十九条第二項及び第三項、第六十条並びに第六十三条	校長	園長
第二十八条第一項	学則	園則
第二十八条第二項前段	表簿(第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。)	表簿
第四十九条第三項	教育	教育、保育又は子育ての支援
第六十条	授業	教育の
第六十三条	授業	教育又は保育
	公立小学校	地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園
	教育委員会	長

(学校保健安全法施行規則の準用)

第二十七条 学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)第一条、第二条、第五条第一項、第六条第一項(第八号を除く。)及び第二項、第七条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第八条第一項、第三項及び第四項本文、第九条第一項(第五号を除く。)、第十条から第二十四条まで、第二十八条並びに第二十九条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える学校保健安全法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	毎学年、六月三十日までに行うもの	入園時及び毎年度二回行う(そのうち一回は六月三十日までに行うものとする。)ことを原則
第七条第一項	法第十三条第一項	満三歳以上の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下「園児」という。)に係る法第十三条第一項

	ものとする。	ものとする。また、満三歳未満の園児については、これに準ずるものとする。
第七条第六項	全幼児、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、高等専門学校第二学年以上の学生並びに大学の全学生	園児
第八条第一項、第三項及び第四項、第十一条、第二十条、第二十一条第一項並びに第二十八条第一項	児童生徒等	園児
第八条第三項	校長は	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長（以下「園長」という。）は
第九条第一項	幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生	園児及びその保護者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第十一項に規定する保護者をいう。）
第二十条	学年別	年齢別
第二十一条第一項及び第二項、第二十二条第一項第一号及び第二項、第二十三条第二項並びに第二十四条第二項	校長	園長

（法第二十九条第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第二十八条 法第二十九条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする子どもに係る利用定員又は同項第四号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員の変更のうち都道府県知事が定める数を超えない範囲内で行われるもの（幼保連携型認定こども園の利用定員、幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴うものを除く。）

二 法第二十八条に規定する教育保育概要として同条の規定により周知された事項の変更のうち都道府県知事が定めるもの

（法第三十条第一項の規定による報告の方法等）

第二十九条 法第三十条第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

一 報告年月日の前日において在籍している法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする子どもに係る利用定員（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）及び同項第四号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）

二 当該認定こども園が法第三条第一項又は第三項の都道府県の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

三 法第二十八条の規定により周知された同条に規定する教育保育概要を確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

（幼保連携型認定こども園の指導要録）

第三十条 園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。

2 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し（転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

4 指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

5 令第八条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項に規定する保存期間から当該幼保連携型認定こども園においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

(幼保連携型認定こども園の認可の申請等の細則)

第三十一条 法、令及びこの命令の規定に基づいてなすべき認可の申請及び届出の手續その他の細則については、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長)が、これを定める。

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(一部改正法附則第三条第一項ただし書の規定による申出の方法)

第二条 一部改正法附則第三条第一項ただし書の規定による別段の申出は、法第四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第八条第二号に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する旧幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長)に提出して行うものとする。

(一部改正法附則第四条第一項の主務省令で定める要件)

第三条 一部改正法附則第四条第一項の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあること。

二 廃止する幼稚園の数と設置する幼保連携型認定こども園の数が同一の数以下であること。

(学校教育法施行規則の一部改正)

第四条 学校教育法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「受けた指導要録」の下に「(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成二十六年政令第二百三号)第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。)」を、「転学先の校長」の下に「、保育所の長又は認定こども園の長」を加える。

(学校保健安全法施行規則の一部改正)

第五条 学校保健安全法施行規則の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「転学先の校長」の下に「、保育所の長又は認定こども園の長」を加える。第十五条第二項中「他の学校」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を、「異動後の学校」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(設置等の届出)

- 第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第15条第1項に規定する届出書は、幼保連携型認定こども園設置届(第1号様式)とする。
- 前項の届出書には、次条第2項第1号から第5号まで、第10号、第11号及び第13号に掲げる書類を添えなければならない。
 - 省令第15条第2項の規定による届出（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第16条の規定による届出を行った市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を除く。以下同じ。）に係るものに限る。）は、幼保連携型認定こども園の名称（所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、開設の時期）変更届（第2号様式）により行うものとする。
 - 前項の変更届には、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類を添えなければならない。
 - 省令第15条第1項第4号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類及び次条第2項第4号に掲げる書類
 - 省令第15条第1項第5号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類及び変更箇所の新旧対照表
 - 省令第17条に規定する届出書は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（第3号様式）とする。
 - 省令第18条に規定する届出書は、幼保連携型認定こども園設置者変更届（第4号様式）とする。
 - 前項の届出書には、次条第2項第1号から第5号まで、第10号、第11号及び第13号に掲げる書類を添えなければならない。

(設置の認可の申請等)

- 第2条 省令第15条第1項に規定する認可申請書は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第5号様式）とする。
- 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 学級編制表
 - 職員組織表
 - 職員名簿
 - 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
 - 園具及び教具の明細表
 - 設置者の履歴書（設置者が法人の場合にあっては、その沿革書及び代表者の履歴書）
 - 設置者が法第17条第2項各号に該当しないことを誓約する書類
 - 園長の就任承諾書
 - 園長の履歴書
 - 園長が法第26条において準用する学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
 - 園長の資格を証する書類
 - 理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）
 - その他知事が必要と認める書類
 - 省令第15条第2項の規定による届出（法第17条第1項の認可を受けた者に係るものに限る。）は、幼保連携型認定こども園の目的（名称、所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期）変更届（第6号様式）により行うものとする。
 - 前項の変更届には、変更に係る第2項第12号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類を添えなければならない。
 - 省令第15条第1項第4号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類及び第2項第4号に掲げる書類
 - 省令第15条第1項第5号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類及び変更箇所の新旧対照表
 - 省令第15条第1項第6号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類
 - 省令第17条に規定する認可申請書は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第7号様式）とする。
 - 前項の認可申請書には、第2項第12号に掲げる書類を添えなければならない。
 - 省令第18条に規定する認可申請書は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第8号様式）とする。
 - 前項の認可申請書には、第2項各号に掲げる書類を添えなければならない。

(園長の届出)

- 第3条 幼保連携型認定こども園の設置者（市町村を除く。）が行う法第26条において準用する

学校教育法第10条の規定による届出は、園長を定めた後速やかに、園長選任届（第9号様式）に前条第2項第10号から第12号までに掲げる書類を添えて行わなければならない。

（報告書の提出）

第4条 省令第29条に規定する報告書は、幼保連携型認定こども園運営状況報告書（第10号様式）とする。

2 前項の報告書には、第2条第2項第2号、第3号及び第13号に掲げる書類を添えなければならない。

3 省令第29条に規定する知事の定める日は、毎年6月30日とする。

（提出書類の省略）

第5条 知事は、この規則に基づき市町村が提出すべき書類又は国及び地方公共団体以外の者が提出すべき書類について、省令又はこの規則に基づいて既に提出されている他の書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、この規則に基づく書類の提出を省略させることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第1条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

幼保連携型認定こども園設置届

年 月 日

神奈川県知事殿

市町村長

印

次のとおり幼保連携型認定こども園を設置しますので届け出ます。

目	的		
名	称		
所	在 地		
教育及び保育の目標並びに主な内容			
経費の見積り及び維持方法			
利用定員	子どもの区分	保育を必要とする	保育を必要とする
	年齢の区分	子	ども
	満3歳未満	人	子ども以外の子ども
	満3歳以上	人	人
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの（該当するものに 印を付けてください。）		第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	
開設の時期	年 月 日		

（添付書類）

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 3 学級編制表
- 4 職員組織表
- 5 職員名簿
- 6 施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
- 7 園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
- 8 園地、園舎その他設備の図面
- 9 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 10 園具及び教具の明細表
- 11 園長が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 12 園長の資格を証する書類
- 13 その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第1条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

幼保連携型認定こども園の名称（所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、開設の時期）変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

市町村長 印

次のとおり幼保連携型認定こども園の名称（所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、開設の時期）を変更したいので届け出ます。

名 称		
名称（所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、開設の時期）	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 の 理 由		
変 更 し よ う と す る 日	年 月 日	

備考 幼保連携型認定こども園の名称の変更の場合は、「名称」欄は記入する必要はありません。（添付書類）

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面を変更する場合
 - (1) 変更後の施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
 - (2) 変更後の園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
 - (3) 変更後の園地、園舎その他設備の図面
 - (4) 変更後の園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 2 園則を変更する場合
 - (1) 変更後の園則
 - (2) 変更箇所の新旧対照表

第3号様式（第1条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

市町村長

印

次のとおり幼保連携型認定こども園を廃止（休止）しますので届け出ます。

名 称	
廃止（休止）の理由	
園児の処置方法	
廃止の期日 （休止の予定期間）	（ 年 月 日から 年 月 日まで）
財産の処分	

備考 幼保連携型認定こども園の休止の場合は、「財産の処分」欄は記入する必要はありません。

第4号様式(第1条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

幼保連携型認定こども園設置者変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

(新)市町村長

印

(旧)市町村長

印

次のとおり幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので届け出ます。

目 的	変更後	
	変更前	
名 称	変更後	
	変更前	
所 在 地	変更後	
	変更前	
設 置 者	変更後	
	変更前	
経費の見積り及び 維持方法	変更後	
	変更前	
変 更 の 理 由		
変 更 し よ う と す る 日		年 月 日

備考 新たに設置者となろうとする者が成立前の市町村の場合には、当該成立前の市町村の長の連署は、必要ありません。

(添付書類)

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 3 学級編制表
- 4 職員組織表
- 5 職員名簿
- 6 施設概要書(園地、園舎その他設備の規模を記載した書類)
- 7 園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
- 8 園地、園舎その他設備の図面
- 9 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 10 園具及び教具の明細表
- 11 園長が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 12 園長の資格を証する書類
- 13 その他知事が必要と認める書類

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住所
名称
代表者の職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）^印

次のとおり幼保連携型認定こども園を設置したいので認可を申請します。

目的			
名称			
所在地			
教育及び保育の目標並びに主な内容			
経費の見積り及び維持方法			
利用定員	子どもの区分 年齢の区分	保育を必要とする 子ども	保育を必要とする 子ども以外の子ども
	満3歳未満	人	
	満3歳以上	人	人
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの（該当するものに印を付けてください。）		第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	
開設の時期	年 月 日		

（添付書類）

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 3 学級編制表
- 4 職員組織表
- 5 職員名簿
- 6 施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
- 7 園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
- 8 園地、園舎その他設備の図面
- 9 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 10 園具及び教具の明細表
- 11 設置者の履歴書（設置者が法人の場合にあっては、その沿革書及び代表者の履歴書）
- 12 設置者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第17条第2項各号に該当しないことを誓約する書類
- 13 園長の就任承諾書
- 14 園長の履歴書
- 15 園長が法第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 16 園長の資格を証する書類
- 17 理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）
- 18 その他知事が必要と認める書類

第6号様式（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

幼保連携型認定こども園の目的（名称、所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期）変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
名 称
代表者の職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）^印

次のとおり幼保連携型認定こども園の目的（名称、所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期）を変更したいので届け出ます。

名 称	
目的（名称、所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期）	変 更 後
	変 更 前
変 更 の 理 由	
変 更 し よ う と す る 日	年 月 日

備考 幼保連携型認定こども園の名称の変更の場合は、「名称」欄は記入する必要はありません。（添付書類）

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面を変更する場合
 - (1) 変更後の施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
 - (2) 変更後の園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
 - (3) 変更後の園地、園舎その他設備の図面
 - (4) 変更後の園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 2 園則を変更する場合
 - (1) 変更後の園則
 - (2) 変更箇所の新旧対照表
- 3 経費の見積り及び維持方法を変更する場合
変更後の経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 4 設置者が法人の場合
変更に係る理事会その他の議決機関の議事録の写し

第7号様式（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
名 称
代表者の職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）^印

次のとおり幼保連携型認定こども園を廃止（休止）したいので認可を申請します。

名 称	
廃止（休止）の理由	
園児の処置方法	
職員の処置方法	
廃止の期日 （休止の予定期間）	（ 年 月 日から 年 月 日まで）
財産の処分	

備考 幼保連携型認定こども園の休止の場合は、「財産の処分」欄は記入する必要はありません。
（添付書類）

理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

(新)住所
 名称
 代表者の職氏名

(旧)住所
 名称
 代表者の職氏名

個人にあつては、住所及び氏名 印

個人にあつては、住所及び氏名 印

次のとおり幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので認可を申請します。

目的	変更後	
	変更前	
名称	変更後	
	変更前	
所在地	変更後	
	変更前	
設置者	変更後	
	変更前	
経費の見積り及び維持方法	変更後	
	変更前	
変更の理由		
変更しようとする日	年 月 日	

(添付書類)

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 3 学級編制表
- 4 職員組織表
- 5 職員名簿
- 6 施設概要書(園地、園舎その他設備の規模を記載した書類)
- 7 園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
- 8 園地、園舎その他設備の図面
- 9 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 10 園具及び教具の明細表
- 11 設置者の履歴書(設置者が法人の場合にあっては、その沿革書及び代表者の履歴書)
- 12 設置者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)第17条第2項各号に該当しないことを誓約する書類
- 13 園長の就任承諾書
- 14 園長の履歴書
- 15 園長が法第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 16 園長の資格を証する書類
- 17 理事会その他の議決機関の議事録の写し(設置者が法人の場合に限る。)
- 18 その他知事が必要と認める書類

第9号様式（第3条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

園 長 選 任 届

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
名 称
代表者の職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）^印

次のとおり幼保連携型認定こども園の園長を選任したので届け出ます。

名 称				
園 長	氏 名 (前任者)	()	専任、兼任の別 (前任者の状況)	()
選 任 の 理 由				
選 任 し た 日	年 月 日			

（添付書類）

- 1 園長の履歴書
- 2 園長が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 3 園長の資格を証する書類
- 4 理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）

幼保連携型認定こども園運営状況報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所 (個人にあつては、住所及び氏名) 印
 名 称
 代表者の職氏名

次のとおり幼保連携型認定こども園の運営状況を報告します。

名 称			
所 在 地			
教育及び保育の目標並びに主な内容			
実 員	子どもの区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	年齢の区分		
	満3歳未満	人	
	満3歳以上	人	人
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの(該当するものに 印を付けてください。)		第1号・第2号・第3号 第4号・第5号	
園 長			

備考 「実員」欄には、報告日前日において在籍している子どもの数を記入してください。(添付書類)

- 1 職員組織表
- 2 職員名簿
- 3 その他知事が必要と認める書類

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第2条 この条例で定める基準（次条及び第4条において「設備運営基準」という。）は、園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備及び運営の向上)

第3条 知事は、神奈川県子ども・子育て会議の意見を聴いた上で、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営（学級の編制及び職員に関する事項を含む。次条から第6条までにおいて同じ。）を向上させるように勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第4条 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(幼保連携型認定こども園の一般原則)

第5条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域住民に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

第6条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(学級の編制)

第7条 幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児について、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、原則として、35人以下とする。

3 第1項の学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することとする。

(職員)

第8条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児にあっては、保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この表において同じ。）を有し、かつ、保育士登録（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の1第1項の規定による保育士の登録をいう。以下この表において同じ。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2 この表の1の項及び2の項に定める員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

4 園長が専任でない場合における前項の規定の適用については、原則として、同項中「右欄に定める員数」とあるのは、「右欄に定める員数を合算した数に1人を加えた数」とする。

- 5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、この限りでない。
- 6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
 - (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第9条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(園舎及び園庭)

第10条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 前項の園舎は、2階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。
- 3 次条第1項第2号の乳児室又はほふく室、同項第3号の保育室、同項第4号の遊戯室及び同項第7号の便所(以下「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が同条第7項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、同条第7項第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。
- 4 前項ただし書の規定により3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 第1項の園舎及び園庭は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることとする。
- 6 第1項の園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

- (2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項各号の規定により算定した面積を合算した面積
- 7 第1項の園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

- (2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎等に備えるべき設備)

第11条 前条第1項の園舎には、次に掲げる設備(第2号に掲げる設備にあっては、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、第1号の職員室及び第5号の保健室並びに第3号の保育室及び第4号の遊戯室をそれぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備
- (9) 手洗用設備
- (10) 足洗用設備

- 2 前項第3号の保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第23条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、同項第6号の調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園は、20人未満の園児に対して当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う場合には、第1項の規定にかかわらず、同項第6号の調理室を備えな

- いことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供を行うために必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 5 第1項第8号の飲料水用設備は、同項第9号の手洗用設備又は同項第10号の足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
- (1) 第1項第2号の乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - (2) 第1項第2号のほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - (3) 第1項第3号の保育室又は同項第4号の遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 保育室等を2階に設ける建物は第1号、第2号及び第6号に掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は第2号から第8号までに掲げる要件にそれぞれ該当するものでなければならない。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
 - (2) 保育室等が設けられている階に応じ、常用又は避難用の区分ごとに、屋内階段、屋外階段その他の規則で定める設備が1以上設けられていること。
 - (3) 前号に規定する規則で定める設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 - (4) 幼保連携型認定こども園の調理室（規則で定める要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されているとともに、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (5) 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。
 - (6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
 - (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
 - (8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。
- 8 第1項各号に掲げる設備のほか、幼保連携型認定こども園には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
- (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備
 - (5) 図書室
 - (6) 会議室
- （園具及び教具）
- 第12条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。
（他の学校、社会福祉施設等の設備と兼用するときの設備の基準）
- 第13条 幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合には、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備と兼用することができる。ただし、保育室等については、この限りでない。
（履修困難な教科の学習）
- 第14条 幼保連携型認定こども園は、園児が心身の状況により履修することが困難な各教科がある場合には、当該園児の心身の状況に適合するようにこれを課さなければならない。
（教育及び保育を行う期間及び時間）
- 第15条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
 - (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
 - (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。
- 2 前項第3号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、園長がこれを定めるものとする。
（子育て支援事業の内容）
- 第16条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援す

ることを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 幼保連携型認定こども園は、前項の支援の実施に当たっては、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(保護者との連絡)

第17条 園長は、園児の保護者と常に密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第18条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(園児を平等に取り扱う原則)

第19条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第20条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第21条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(食事)

第22条 幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(第13条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室と兼用している他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、食事の提供に当たっては、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含む献立にしなければならない。

3 前項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食育の推進に努めなければならない。

第23条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園以外の場所で調理し、搬入する方法により行うことができる。

(1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意を果し得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とする事。

(4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画(園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいう。)に基づき食事を提供するよう努めること。

(掲示)

第24条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第25条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第26条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関し、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わな

ればならない。

- 3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過する日までの間は、みなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。次項において同じ。）の職員配置については、第8条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第10条から第12条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

- 4 施行日から起算して5年を経過する日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第8条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

（既存の幼稚園又は保育所に関する特例）

- 5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第10条第3項ただし書及び第7項第1号並びに第11条第6項及び第7項第1号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第3項ただし書	同条第7項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たす	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
第10条第7項第1号	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330 + 30 × (学級数 - 1) 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400 + 80 × (学級数 - 3) 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1) 平方メートル	3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3) 平方メートル	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330 + 30 × (学級数 - 1) 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400 + 80 × (学級数 - 3) 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1) 平方メートル	3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3) 平方メートル
学級数	面積													
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1) 平方メートル													
3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3) 平方メートル													
学級数	面積													
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1) 平方メートル													
3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3) 平方メートル													
第11条第6項	<p>(2) 第1項第2号のほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>(3) 第1項第3号の保育室又は同項第4号の遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	(2) 第1項第2号のほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積												
第11条第7項第1号	建築基準法（昭和25年法律第201号）	建築基準法												

- 6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第10条第6項第1号及び第7項第1号並びに第11条第7項第1号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第10条 第6項第 1号</p>	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="363 309 791 488"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320 + 100 \times$ (学級数 - 2) 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級以上	$320 + 100 \times$ (学級数 - 2) 平方メートル	<p>(1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項第3号の規定により算定した面積</p>
学級数	面積							
1学級	180平方メートル							
2学級以上	$320 + 100 \times$ (学級数 - 2) 平方メートル							
<p>第10条 第7項第 1号</p>	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="395 869 791 1137"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times$ (学級数 - 1) 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times$ (学級数 - 3) 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2学級以下	$330 + 30 \times$ (学級数 - 1) 平方メートル	3学級以上	$400 + 80 \times$ (学級数 - 3) 平方メートル	<p>(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積							
2学級以下	$330 + 30 \times$ (学級数 - 1) 平方メートル							
3学級以上	$400 + 80 \times$ (学級数 - 3) 平方メートル							
<p>第11条 第7項第 1号</p>	<p>耐火建築物</p>	<p>耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)</p>						

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(前2項の規定により読み替えて適用する第10条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(検討)

8 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
施行規則

- 1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号。以下「条例」という。）第11条第7項第2号に規定する規則で定める設備は、次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる設備とする。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、幼保連携型認定こども園の建物の1階から2階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造とする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、幼保連携型認定こども園の建物の1階から3階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造とする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、幼保連携型認定こども園の建物の1階から保育室等(条例第10条第3項に規定する保育室等をいう。)が設けられている階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造とする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

- 2 条例第11条第7項第4号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

幼保連携型認定こども園の設置認可に係る取扱基準

(趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例52号。以下「条例」という。）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年神奈川県規則第100号。以下「規則」という。）によるものとし、その取扱いについてはこの基準に定めるところによる。

(職員)

第2条 条例第8条第3号に規定する教育及び保育に直接従事する者（以下「教育及び保育従事者」という。）の数については、次の式により園児の数を年齢ごとの配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求め、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入したものの合計以上の人数が、常勤職員として確保されていること。

必要配置数 = (満1歳未満の園児 × 1/3) + (満1歳以上満3歳未満の園児 × 1/6) + (満3歳以上満4歳未満の園児 × 1/20) + (満4歳以上の園児 × 1/30)

2 幼保連携型認定こども園本来の事業の円滑な運営を阻害せず、教育及び保育時間や園児数の変化に柔軟に対応すること等により、園児の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、教育及び保育従事者の数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の教育及び保育従事者その他常勤以外の教育及び保育従事者（以下「短時間勤務従事者等」という。）を充てることができる。この場合において、前項の教育及び保育従事者数の算定に当たっては、短時間勤務従事者等の1か月の勤務時間の合計を当該幼保連携型認定こども園の就業規則等で定められている常勤の教育及び保育従事者の1か月の勤務時間数で除したもの（小数点以下切捨て）を常勤換算値として適用する。

(1) 常勤の教育及び保育従事者が組、グループその他の教育及び保育の実施単位に1名以上（乳児を含む教育及び保育の実施単位であって、当該単位に係る配置基準上の定数が2名以上となる場合は2名以上）配置されていること。

(2) 常勤教育及び保育従事者に代えて短時間勤務従事者等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の教育及び保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

3 学級担任は原則として専任かつ常勤の教育及び保育従事者であること。

(調理業務の委託)

第3条 条例第8条第3項に規定する「調理業務の全部を委託」しようとする場合は、幼保連携型認定こども園の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、幼保連携型認定こども園の職員による調理と同様な給食の質を確保するため、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）の2から6に定められた条件が遵守されていること。なお、その際、当該通知において「保育所」及び「施設」とあるのは、「幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。

(園舎)

第4条 条例第10条に規定する園舎は、建築基準法に定める建築確認を受けたものでなければならない。

2 園舎の面積には、建築基準法による延床面積のうち、園舎のための電気設備や空調設備のための施設は含まれるが、園庭、地下駐車場等は除くものとする。

(園庭の条件)

第5条 条例第10条に規定する園庭は、次の条件を満たしていること。

(1) 園児の状況について職員が常に確認できること。

(2) 危険な傾斜や段差がないこと。

(3) 屋外であること。（建築基準法による床面積に含まれる部分については、四方のうち少なくとも一方が常に開放されている等、採光、通風等の状況から屋外と同じような状況と認められるものである場合には園庭とみなすことができる。）

2 次のような部分は、園庭に含めないものとする。

(1) 園児が立ち入ることのできない花壇等の植栽部分

(2) プール

(3) 園舎裏等の狭隘な敷地

(園舎等に含まれない施設)

第6条 幼保連携型認定こども園の園舎等に含まれない施設のうちに、次に掲げるものは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成26年神奈川県規則第4号）第2条第3項の届出を行うことにより、直接教育又は保育の用に供するものとみなす。

(1) 教員宿舎及びその用に供する土地

(2) スクールバス用の車庫及びその用に供する土地（スクールバスの駐車のために供する土地を含む。）

(保育室等の設置階)

第7条 条例第10条第4項に基づき3階以上の階に設けられる保育室等（同条第3項に規定する保育室等をいう。以下同じ。）については、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。ただし、当該保育室等と同じ階又は当該保育室等がある階の上下1階の範囲

内に園庭を有する場合は、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることができる。

(園舎及び園庭の位置)

第8条 条例第10条第5項に定める園舎及び園庭の位置については、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを要するが、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、同項の規定にかかわらず、設置することができる。

- (1) 主たる園舎のある敷地(以下「主たる敷地」という。)と、それ以外の敷地(以下「従たる敷地」という。)が、公道を挟む程度である等、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に相違がなく、幼保連携型認定こども園における活動上支障がないこと。
- (2) 園児が徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、園児の移動の際に複数の職員を配置するなど、園児の安全を確保するための十分な措置を講じていること。
- (3) 従たる敷地に園舎を設置する場合は、その面積が、主たる敷地にある園舎の2分の1を超えていないこと。
- (4) 幼保連携型認定こども園としての一体的な活動が可能であること。

(園舎の屋上に設置する園庭)

第9条 条例第10条第7項に規定する園庭に必要な面積については、原則として、屋上(バルコニー等を含む。)を算入することはできない。ただし、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、当該建物の屋上を園庭として利用し、必要な面積に算入することができる。

- (1) 耐火建築物であること。
- (2) 屋上(屋上と同一階を含む。)に、便所、水飲場等を設けること。
- (3) 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
- (4) 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
- (5) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
- (6) 屋上の周囲に、上部を内側にわん曲させた金網その他乳幼児の転落防止に適した構造の柵を設けること。
- (7) 条例第11条第7項第7号に規定する非常警報器具又は非常警報設備は屋上にも通ずるものとする。
- (8) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に示された教育及び保育の内容が、効果的に実施できるような環境となるよう配慮されていること。
- (9) 園庭を地上に設置した場合と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できると認められること。
- (10) 保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上位置していること。
- (11) 原則として、幅2メートル以上、かつ、面積が10平方メートル以上の広さであること。
- (12) 屋上、テラス及びピロティ等の建築基準法による建築面積に含まれる部分を園庭とする場合は、その面積は建築面積に含まれない園庭面積の2分の1を超えないこと。
- (13) 使用する際には、複数の教員を配置するなど、園児の安全確保のための十分な措置を講ずること。

(施設内における園児の安全確保)

第10条 教育時間及び保育時間中は、敷地の出入口を閉鎖する等、園児の安全を確保するための十分な措置を講じなければならない。

(設備の基準)

第11条 条例第11条に規定する設備については、次の基準に適合していること。

- (1) 乳児室又はほふく室(これらを一の部屋として運営する場合を含む。)は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの(以下「有効面積」という。)が、条例及び次号に定める面積基準を満たしていること。なお、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋的面積を合計したものとすることができる。
 - (2) 乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋的面積は、乳児又は2歳に満たない幼児1人につき2.475平方メートル以上であること。
 - (3) 保育室又は遊戯室は、有効面積が条例に定める面積基準を満たしていること。なお、これらの部屋を複数設置する場合(保育室と遊戯室とを兼ねる場合を含む。)の有効面積は、各部屋的面積を合計したものとす。
 - (4) 遊戯室の面積は、90平方メートル以上であること。
- 2 保育室等(便所を除く。以下この項及び次項において同じ。)に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、当該保育室等の階数にかかわらず、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止策が講じられていること。
 - 3 便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室等及び調理室と区画され、かつ園児が安全に使用できるものであること。
 - 4 条例第11条第3項及び第4項に規定する「当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」とは、具体的には再加熱を行なうための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等であること。

(保育室等を2階以上に設ける場合の基準)

第12条 条例第11条第7項に基づき保育室等を2階以上の複数階にわたって設ける場合は、幼保連携型認定こども園の構造設備のすべてについて、当該保育室等のうち最も高い階に設ける場合の基準に適合していること。

2 規則別表に規定する「待避上有効なバルコニー」は、次の要件を満たす構造であること。

(1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。

(2) バルコニーは十分に外気に開放すること。

(3) バルコニーの待避に利用する各部分から2メートル以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。

(4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75メートル以上、高さは1.8メートル以上、下端の床面からの高さは0.15メートル以下とすること。

(5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5メートル以上の道路又は空地に面すること。

3 規則別表に規定する「屋外傾斜路又はこれに準じる設備」は、乳幼児の避難に適した構造であること。また、「準ずる設備」とは、非常用滑り台であること。

4 条例第11条第7項第3号に規定する「避難上有効な位置」とは、施設又は設備が、保育室等のそれぞれに配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものであること。

5 規則第2条第1号に規定するスプリンクラー設備に類するもので「自動式のもの」とは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」(昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知)に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。

6 規則第2条第2号に規定する「自動消火装置」とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)第11条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置から適切なものを選択すること。

(1) レンジ用簡易自動消火装置

(2) フライヤー用簡易自動消火装置

(3) レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置

(4) フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置

7 規則第2条第2号に規定する「調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置」とは、調理室を不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料(ガラスを除く。)製の扉を設けるものであること。

(開園日数及び開園時間)

第13条 条例第15条に規定する幼保連携型認定こども園の開園日数及び開園時間は、児童に対する教育及び保育の提供が適切に行えるよう、市町村の意見を聴き、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めていること。

(子育て支援事業の内容)

第14条 条例第16条第1項に規定する子育て支援事業について、別表に掲げる各事業で、別表中「『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則』(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)」第2条第4号に掲げる事業を除いたもののうち少なくとも1以上の事業を実施していること。

2 子育て支援事業の実施内容及び体制等を明らかにするため、子育て支援事業に係る事業計画を策定していること。

(保護者との連絡)

第15条 条例第17条に規定する保護者との連絡について、その方法、頻度等を、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に定める指針に基づき、適切に定めるよう努めることとする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第16条 条例第18条に規定する職員の知識及び資質の向上等について、次の各号に掲げる点に留意していること。

(1) 園児の教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。

(2) 教育及び保育の質の確保・向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

(3) 幼保連携型認定こども園の内外での適切な研修計画を作成・実施するとともに、当該幼保連携型認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。

(4) 幼保連携型認定こども園の長には、幼保連携型認定こども園としての多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

(苦情への対応)

第17条 条例第26条第1項に規定する「必要な措置」として、次の事項を定めた施設の規程等が整備されていること。

(1) 苦情受付担当者、苦情解決責任者その他施設における苦情解決体制

(2) 施設内における苦情解決のための手続

(3) 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の入所者及び施設職員等に対する周知方法

(財務)

第 18 条 財務内容については、条例、規則その他の幼保連携型認定こども園に関する法令等に定める基準を満たし、安定的、継続的運営を確保できる適正なものであること。

(施設及び設備の自己所有等)

第 19 条 幼保連携型認定こども園の施設及び設備は、原則として、設置者がその所有権を有するものとし、その取扱いについては次の各号によることとする。

(1) 学校法人の設置する幼保連携型認定こども園（法附則第 4 条に基づき設置する場合を含む。）については、「神奈川県私立幼稚園設置に関する取扱基準」に準じた取扱いとする。なお、その際、当該基準において「幼稚園」とあるのは、「幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。

(2) 社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園については、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成 16 年 5 月 24 日 雇児発第 0524002 号他 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名）」に準じた取扱いとする。なお、その際、当該通知において「保育所」とあるのは、「幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。

(園舎及び園庭の設置に係る特例)

第 20 条 この基準の施行日の前日において現に幼稚園又は保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合、次に掲げる全ての要件を満たせば、建物及びその附属設備の一部が同一の敷地内又は隣接する敷地内（第 7 条に該当する場合を含む。）にない場合であっても、幼保連携型認定こども園を設置することができる。

(1) 主たる敷地と従たる敷地とが、移動時間おおむね 10 分以内の距離に位置し、幼保連携型認定こども園としての一体的な教育及び保育の提供が可能であること。

(2) 児童の移動時の安全を確保するため、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、園児の移動の際に複数の職員を配置する等園児の移動時の安全が確保されていること。

イ 専用の自動車等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、園児の移動の際に運転手とは別に保育に従事する職員を配置する等園児の移動時の安全が確保されていること。

(3) それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数や当該園児のために編成する学級数に応じて、必要な設備を有すること。ただし、調理室については、それぞれの園舎に設置することを要しない。

(保育室及び遊戯室の面積に係る特例)

第 21 条 この基準の施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合において、満 3 歳以上の児童に係る保育室又は遊戯室について、既存の施設に係る面積を算定する場合は、なお従前の例によることができる。

2 この基準の施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合においては、第 11 条第 1 項第 4 号の規定は適用しない。

(園庭の面積に係る特例)

第 22 条 条例附則第 7 項に基づき園庭を設置する場合において、次の要件の全てを満たす場所については、満 2 歳以上満 3 歳未満の児童に係る必要面積に算入することができる。

(1) 敷地の形状、設備等に危険性がなく、園児が安全に利用できる場所であること。

(2) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(3) 当該幼保連携型認定こども園から乳幼児同伴で徒歩 10 分程度の距離にあること。

(4) 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、園児の移動の際に複数の職員を配置する等、園児の移動時の安全が確保されていること。

(5) 専用のバス等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、園児の移動の際に運転手とは別に保育に従事する職員を配置する等園児の移動時の安全が確保されていること。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第14条関係）

子育て支援事業		要件	事業例
就学前の子どもに関する教育、 科学省令・厚生労働省令）第2条 保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（内閣府・文部	第1号に掲げる事業	1週間につき3日以上実施すること。 原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。 利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域開放事業（県・地域開放推進費補助事業）のうち左記要件を満たしたもの ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記要件に該当する事業
	第2号に掲げる事業	すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。 原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・乳児家庭全戸訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業） ・養育支援訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）
	第3号に掲げる事業	すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・一時預かり事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業。ただし、在園児のみの場合を除く）
	第4号に掲げる事業		左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当するもの
	第5号に掲げる事業		左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当する事業

幼保連携型認定こども園設置認可等の事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条に定める幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の届出、認可の申請等に係る事務取扱の基本的な事項を定めるものとする。

(計画の提出等)

第2条 法第17条第1項に基づく認定こども園の設置の認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として幼保連携型認定こども園設置計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 前項の計画書には、別表第一に掲げる書類を添えて提出するものとする。

3 知事は、第1項の提出を受けたときは、神奈川県子ども・子育て会議条例に規定する幼保連携型認定こども園認可専門部会の意見を聴いた上で、運営、設備等の基準を満たすことを確認し、承認するものとする。

(計画の変更)

第3条 申請者は、承認を受けた前条第1項の計画書の内容を変更するときは、幼保連携型認定こども園設置計画変更届出書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、別表第一に掲げる書類のうち、当該変更の内容に係るものを添えて提出するものとする。

(その他知事が必要と認める書類)

第4条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成26年神奈川県規則第 号。以下「細則」という。）第2条第2項第13号に掲げるその他知事が必要と認める書類は、別表第二に掲げる書類とする。

(知事への情報の提供)

第5条 法第18条第2項及び同条第3項に基づき地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の長が知事に送付する書類は、各指定都市等が定める様式、添付書類又は教育及び保育の概要がわかる書類とし、当該認定こども園の設置を認可した日又は設置した日から1月を経過する日までに送付するものとする。

2 法第29条に基づく変更の届出は、幼保連携型認定こども園の概要変更届（第3号様式）に第1項の書類のうち変更に係るものを添えて行うものとする。

3 指定都市等に所在する認定こども園に係る法第30条第1項に基づく報告及び前項の書類は、当該指定都市等を経由して提出するものとする。

4 法第18条第1項に基づき提出する書類は、法第16条に基づく届出及び法第17条に基づく認可の申請に係る書類の提出をもって、提出があったものとみなすものとする。

5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第28条第1項第1号に定める「都道府県知事が定める数」及び「都道府県知事が定めるもの」は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県知事が定める数

保育を必要とする子ども又は保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員の人数のそれぞれ10分の1以内の数

(2) 都道府県知事が定めるもの

職員配置の変更のうち、教育及び保育に従事する職員数及び職員の資格に変更のないもの

(書類の提出時期等)

第6条 法第16条第1項に基づく設置又は廃止等の届出、法第17条第1項に基づく設置又は廃止等の認可申請、法第29条第1項に基づく変更の届出又は第2条第1項に基づく書類の提出（次項において「申請等」という。）は別表第三に掲げる時期までに行なわなければならない。

(指定都市等が認可する場合の知事への協議)

第7条 法第17条第4項に基づく指定都市等の長から知事への協議は、幼保連携型認定こども園設置等認可協議書（第4号様式）により、原則として当該認定こども園を認可しようとする日の1月前までに行うものとする。

(提出書類の省略)

第8条 知事は、この要綱に基づき市町村が提出すべき書類又は国及び地方公共団体以外の者が提出すべき書類について、省令、細則又はこの要綱に基づいて既に提出されている他の書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、この要綱に基づく書類の提出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日付けで認可する認定こども園の設置の認可に係る申請等については、第2条、

- 3 条及び第 6 条の規定は適用しないものとする。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日付けで認可する認定こども園の設置の認可に係る第 2 条第 1 項に定める計画の提出については、第 6 条の規定を適用しないことができるものとする。

別表第一（第 2 条関係）

提出する書類	備考
1 設置趣意書	
2 位置図	縮尺1/50000程度
3 案内図	縮尺1/1500程度
4 建物の配置図	
5 全園地及び園庭の土地の求積図	
6 建物の平面図	各階のもの
7 建物の立面図	
8 園則案	
9 運営規程案	園則で兼ねる場合を除く。
10 学級編制表	
11 職員組織表	
12 教育及び保育の内容に関する概要	
13 子育て支援事業実施計画案	
14 管理運営に係る計画案	
15 事業開始後保育年限分の収支予算書	年度ごとに作成
16 設置者の財務諸表	既存の法人に限る
17 設置及び運営に関する資金計画書	新設の法人に限る
18 借入金の返済計画	該当する場合のみ
19 土地及び建物の登記事項証明書	計画提出時点のもの。建物は現存する場合のみ。
20 公図の写し	
21 土地売買（予約）契約書の写し	該当する場合のみ
22 土地賃貸借（予約）契約書の写し	該当する場合のみ
23 建物賃貸借（予約）契約書の写し	該当する場合のみ
24 売買又は賃借に係る承諾書	新設の法人が土地の取得又は賃貸借を行う場合
25 寄附申出書の写し	該当する場合のみ
26 建築基準法に基づく確認済証、検査済証	既存の建物を使用する場合

別表第二（第 4 条関係）

提出書類	手続きの種類		
	法第 16 条の設置届、設置者の変更届	法第 17 条の設置認可申請、設置者の変更認可申請	法第 30 条の報告
法人の寄付行為、定款等			-
位置図			-
案内図			-
建築基準法に基づく確認済証又は検査済証の写し	-		-
特定給食施設の届出済である証明	-		-
消防用設備等検査済証の写し	-		-
園則、運営規程以外の認定こども園の運営に関する規定	-		-
子育て支援事業実施計画書			-
子育て支援事業実績報告書	-	-	
職員研修実施計画書			-
職員研修実績報告書	-	-	
管理運営計画書			-
管理運営に係る実績報告書	-	-	
調理業務委託契約書			

外部搬入実施計画書			-
外部搬入実績報告書	-	-	
教育職員免許状又は保育士登録証の写し			
勤務表			
定員及び収容状況表			
設置者の財務諸表	-		-
借入金の返済計画	-		-
公図の写し			-
工事請負契約書の写し	-		-
教育及び保育の内容に関する全体的な計画			
指導計画			-
教育及び保育の実績報告書	-	-	
食育に係る計画書			
その他知事が必要と認める書類			

は必要に応じて提出する書類。

別表第三（第6条関係）

手続の種類	手続の時期
1 法第16条に基づく設置の届出	開所を予定する日の3か月前まで
2 法第16条に基づく廃止（休止）の届出	廃止（休止）を予定する日の1か月前まで
3 法第16条に基づく設置者変更の届出	変更する日の1か月前まで。但し、新設合併の場合は市町村の廃置分合の届出の効力が発生した日から1か月以内。
4 省令第15条第2項に基づく変更の届出(法第16条により設置を届け出た者に係るものに限る。)	変更する日の1か月前まで
5 法第17条第1項に基づく設置の認可	開所を予定する日の3か月前まで
6 法第17条第1項に基づく廃止（休止）の認可	廃止（休止）を予定する日の3か月前まで
7 法第17条第1項に基づく設置者変更の認可	変更する日の3か月前まで
8 省令第15条第2項に基づく変更の届出(法第17条第1項の設置認可を受けた者に係るものに限る。)	(1)工事等を行なう場合 着工するまで (2)(1)以外の場合 変更する日の1か月前まで
10 法第29条第1項に基づく変更の届出	変更する日の1か月前まで
11 第2条第1項に基づく計画の提出	(1)設置の場合で工事等を行なう場合 設置する前々年度の1月まで (2)(1)以外の設置（既存施設からの移行等）の場合 園児の募集を開始するまで
12 第3条第1項に基づく変更の届出	変更する日の1か月前まで

第1号様式(第2条関係)

幼保連携型認定こども園設置計画書

平成 年 月 日

神奈川県知事 へ

住所
設置者名
代表者職氏名

次のとおり計画を作成したので提出します。

計画を作成する事由		設置・廃止・休止	
施設の名称			
施設の所在地			
開設の時期			
経費の見積り及び維持方法			
目的			
利用定員	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	3歳以上児	人	人
	3歳未満児	人	
教育及び保育の目標並びに主な内容			
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの		1号・2号・3号 4号・5号	

備考 計画を作成する事由と関係がない項目は記入しないでください。

第2号様式(第3条関係)

幼保連携型認定こども園設置計画変更届出書

平成 年 月 日

神奈川県知事 へ

住所
設置者名
代表者職氏名

次のとおり計画を変更したいので届け出ます。

施設 の 名 称		
施設 の 所 在 地		
変 更 す る 事 項		
変更の内容	変 更 後	
	変 更 前	
変更する日		
変更の理由		

第3号様式（第5条関係）

幼保連携型認定こども園の概要変更届

年 月 日

神奈川県知事 あて

住所
設置者名
代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、関係書類を添えて認定こども園に係る次の変更事項を届け出ます。

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
変更する事項		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更する日		
変更の理由		

第4号様式（第7条関係）

幼保連携型認定こども園設置等認可協議書

年 月 日

神奈川県知事 あて

市長

次のとおり幼保連携型認定こども園の認可をするので、協議します。

認可をしようとする事由	設置 ・ 廃止 ・ 休止 ・ 設置者の変更
認定こども園の設置者の氏名（名称）	
認定こども園の設置者の住所（所在地）	
認定こども園の設置者が法人の場合代表者の氏名	
認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
保育を必要とする子どもに係る利用定員	
保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員	
認定こども園の長となるべき者の氏名	
教育又は保育の目標及び主な内容	別添「教育及び保育の内容に関する概要」のとおり
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの	別添「子育て支援事業計画書」のとおり

別紙により回答してください。

(別紙)

協議する項目	意見の有無	意見
1 認定こども園の設置者の氏名 (名称)	有・無	
2 認定こども園の設置者の住所 (所在地)	有・無	
3 認定こども園の設置者が法人 の場合代表者の氏名	有・無	
4 認定こども園の名称	有・無	
5 認定こども園の所在地	有・無	
6 保育を必要とする子どもに係 る利用定員	有・無	
7 保育を必要とする子ども以外 の子どもに係る利用定員	有・無	
8 認定こども園の長となるべき 者の氏名	有・無	
9 教育又は保育の目標及び主な 内容	有・無	
10 就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律施行規則第 2条各号に掲げる事業のう ち、実施するもの	有・無	

認定こども園の要件を定める条例

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項の認定を受けた幼稚園
 - イ 幼稚園及び保育機能施設により構成される施設（以下「連携施設」という。）であって、法第3条第3項の認定を受けたもの
- (2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。
- (3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。

(法第3条第1項の要件)

第2条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- (2) 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- (3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 次に掲げる基準に適合する数の教育又は保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。
 - (ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上
 - (イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上
 - (ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上
 - (エ) 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上
 - イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり35人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。
- (5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあっては、児童福祉法第18条の18第1項の規定による保育士の登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。
 - イ 満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員にあっては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあっては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあっては原則として保育士登録を受けていることとする。
- (6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる面積以上であること。ただし、設置後相当の期間を経過した施設（以下「既存施設」という。）について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、イ本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、イ本文及びカ）に掲げる基準に適合するときは、この限りでない。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2) 平方メートル

- イ 保育室又は遊戯室が設けられており、かつ、その面積が満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもに係る面積については、既存施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、その建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあって

は、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)がア本文に掲げる基準に適合するときは、当該子ども1人につき1.98平方メートル以上であることを要しない。

- ウ 屋外遊戯場が設けられており、かつ、その面積が次に掲げる基準に適合すること。ただし、既存施設について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(ア)の基準に適合するときは(イ)の基準に適合することを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(イ)の基準に適合するときは(ア)の基準に適合することを要しない。
- (ア) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
 (イ) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて(ア)により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- エ 屋外遊戯場が、建物及びその附属設備(以下「建物等」という。)と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合で、次に掲げる基準に適合する場所を確保できるときは、この限りでない。

- (ア) 子どもが安全に利用することができること。
 (イ) 利用時間を日常的に確保できること。
 (ウ) 子どもに対する教育又は保育の適切な提供が可能であること。
 (エ) ウに掲げる基準に適合すること。

- オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (ア) 幼稚園型認定こども園において20人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えているとき。
 (イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育又は保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法(以下「外部搬入」という。)により適切に食事の提供を行うことができることと認められるとき。
- 子どもに対する食事の提供について、衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすることができる体制が確保されていること。
 - 献立等について、栄養士から必要な栄養の指導を受けられることができる体制が確保されていること。
 - 調理業務を適切に遂行することができる者と委託契約を締結することができること、かつ、当該契約の内容が子どもの健康を確保することができることと認められること。
 - 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じて、食事の内容、回数等について必要な配慮をすることができる体制が確保されていること。
 - 必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えていること。

- カ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、次に掲げる基準に適合する乳児室又はほふく室を設けていること。

- (ア) 乳児室にあっては、その面積が満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上であること。
 (イ) ほふく室にあっては、その面積が満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

- (7) 教育又は保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。

- ア 教育又は保育の対象となる全ての子どもを対象とするものであること。
 イ 満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供とを一体的に実施するものであること。
 ウ 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とすること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。
 エ 教育又は保育の計画及び指導計画を作成し、教育又は保育を適切に実施することができること。
 オ 施設設備、教材等について、子どもの年齢、利用時間等の固有の事情に配慮したものであること。
 カ 小学校(学校教育法第1条に規定する小学校をいう。)における教育との連携が図られること。

- (8) 子育て支援事業その他の子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員(当該認定こども園の長を含む。)の資質の向上を図るための措置が講じられていること。

- (9) 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（省令第2条第1号から第3号までに掲げる事業にあっては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。

(ア) 省令第2条第1号に掲げる事業にあっては、1週間につき3日以上実施すること。

(イ) 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては、全ての開園日において実施すること。

イ 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあっては、原則として、省令第2条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。

ウ 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。

(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 一の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができると認められること。

イ 保育を必要とする子どもに対する教育又は保育の時間並びに開園日数及び開園時間について、その地域における当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して適切に定められていること。

ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条に規定する教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。

エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。

オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。

カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。

キ 満3歳以上の子どもに対して外部搬入により食事の提供を行う場合にあっては、第6号オ(イ)aからeまでに掲げる基準に適合すること。

ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。

ケ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。

（法第3条第3項の要件）

第3条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

(1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 当該連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等が同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

ア 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

イ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(4) 前条第4号から第10号までに掲げる要件に適合すること。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、認定こども園の要件に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園の職員の数については、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、改正後の第2条第4号アの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

神奈川県認定こども園の要件に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 認定こども園の要件を定める条例(平成18年神奈川県条例第65号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、条例に定める要件の取扱いについてこの取扱基準に定める。

2 認定こども園の認定に際しては、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健やかな育ち並びに保護者及び地域の子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、条例及びこの取扱基準を運用するものとする。

(職員配置)

第2条 条例第2条第4号アに規定する保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、次の式により利用時間別に子どもの数を年齢ごとの配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求め、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入して求める。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} = & (\text{満1歳未満の園児} \times 1/3) \\ & + (\text{満1歳以上満3歳未満の園児} \times 1/6) \\ & + (\text{満3歳以上満4歳未満の園児} \times 1/20) \\ & + (\text{満4歳以上の園児} \times 1/30) \end{aligned}$$

2 条例第2条第4号イに規定する幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもとは、教育及び保育時間相当利用児と共通の4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)のみ利用する子どものことをいう。また、教育及び保育時間相当利用児とは共通利用時間終了後に引き続き施設を利用する子どものことをいう。

(職員資格)

第3条 条例第2条第5号イ但し書きの規定に規定する学級担任について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とすることが困難であるときは、保育士登録を受けている者であって、児童福祉施設等における保育の実務経験が1年以上であり、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、学級担任とすることができる。ただし、学級担任数の3分の1を超えることはできない。

2 条例第2条第5号イ但し書きの規定に規定する満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者について、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士登録を受けている者とすることが困難であるときは、幼稚園教諭免許状を有する者であって、幼稚園における教育の実務経験等が1年以上であり、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができる。ただし、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者の数の3分の2を超えることはできない。

3 前2項の規定により学級担任等を置く場合においても、認定こども園の長は、必要な資格を有する職員を置くように努めなければならない。

(施設設備)

第4条 条例第2条第6号イの保育室又は遊戯室は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したものの(以下「有効面積」という。)が、条例に定める面積基準を満たしていること。

2 条例第2条第6号エに規定する屋外遊戯場について、建物等と同一の又は隣接する敷地の外の付近にある適当な場所に代える場合、次の各号及び第6項第2号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該屋外遊戯場の形状、設備等に危険性がなく、子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 共通利用時間において、日常的に利用が可能な場所であること
- (3) 当該認定こども園から乳幼児同伴で徒歩10分程度の距離にあること。

3 条例第2条第6号カについては、次の基準に適合していること。

- (1) 乳児室又はほふく室(これらを一の部屋として運営する場合を含む。)は、有効面積が条例又は次号に定める面積基準を満たしていること。なお、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。
- (2) 乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋の面積は、乳児又は2歳に満たない幼児1人につき2.475平方メートル以上であること。

4 条例第2条第6号アからカに定める施設設備のほか、必要な数の便所をおくこと。また、便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画され、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

5 建物等の2階以上に保育室を設置する場合、認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添認可外保育施設指導監督基準4「保育室を2階以上に設ける場合の条件」を満たすこと。

6 条例第3条第3号に規定する建物等について、次の各号に掲げる要件を満たす場合、同一の又は隣接する敷地内にあることを要しない。

(1) 当該建物等が移動時間片道おおむね10分以内の距離に位置し、認定こども園としての一体的な教育又は保育の提供が可能なこと。

(2) 当該建物等が前号に掲げる距離に位置する場合、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、子どもの移動の際に複

数の職員を配置する等子どもの移動時の安全が確保されていること。

イ 専用のバス等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、子どもの移動の際に運転手とは別に保育に従事する職員を配置する等子どもの移動時の安全が確保されていること。

(教育又は保育の内容)

第5条 条例第2条第7号に規定する教育又は保育の内容については、次の各号に掲げる事項が達成されるよう指導計画及び活動計画等を策定しなければならない。

(1) 教育又は保育は、その対象となるすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならないため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえるとともに、次のアからカまでに掲げる幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)の目標が達成されるように教育又は保育を提供しなければならない。

また、この教育又は保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育又は保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

イ 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ウ 人とかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

(2) 前号に掲げる教育又は保育の基本及び目標に加え、教育又は保育は、次に掲げる事項について、認定こども園として特に配慮しなければならない。

ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育又は保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育又は保育の内容やその展開について工夫をすること。

ウ 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育てを自ら実施する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

(3) 教育及び保育については、前号に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標・理念や運営の方針を明確にしなければならない。また、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

ア 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもと教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

イ 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ウ 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定するなどの工夫をすること。

エ 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

(4) 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもが発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生

活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の子どもの場合は睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育又は保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもの教育又は保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育又は保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育又は保育の環境を創造すること。

(5) 日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の子どもの場合は、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

ウ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育又は保育に従事する者の指導等の工夫をすること。

オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。

カ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

キ 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。

ク 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。また、教育又は保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

(6) 次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

ア 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育又は保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

イ 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ すべての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(保育者の資質向上等)

第6条 条例第2条第5号及び第8号に規定する保育者の資質向上等について、次に掲げる点に留意して、資質向上等を図らなければならない。

(1) 子どもの教育又は保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。

(2) 教育又は保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

(3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。

(4) 認定こども園の内外での適切な研修計画を作成・実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。

(5) 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

2 子どもの教育又は保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状を保有し、かつ、保育士登録を受けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第7条 条例第2条第9号に規定する子育て支援事業について、別表に掲げる各事業で第2条第4号に掲げる事業を除いたもののうち少なくとも1以上の事業を実施しなければならない。

2 子育て支援事業については、次に掲げる点に留意して実施しなければならない。

(1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。

(2) 子どもの教育又は保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

3 子育て支援事業の実施内容及び体制等を明らかにするため、認定こども園は、子育て支援に係る事業計画を策定しなくてはならない。

(管理運営等)

第8条 認定こども園には、次の各号に掲げる要件のうち一以上を満たす認定こども園の長を一人置くこと。

(1) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第20条、第21条又は第22条に規定する校長の資格を有する者

(2) 児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等の能力を有すると知事が認める者

2 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき8時間を原則とし、その地域における子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。また、認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育又は保育を適切に提供できるよう、市町村長の意見を聴き、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

3 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

4 法令等に基づく施設設備等の安全にかかる点検等を年1回以上実施し特段の不備のないこと。

5 子どもの健康診断を年に1回以上実施しなければならない。

6 条例第2条第10号キの規定により当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う場合、次の各号に掲げる要件を満たすことを受託者との契約書及び計画書等により明らかにしなければならない。なお、認定こども園を構成する幼稚園に在籍する子どもの保護者の希望がある場合、保護者が子どもに提供した食事をもって認定こども園が提供する食事に代えることができる。

(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育・発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

7 条例第2条第10号クに規定する補償のため、適切な保険又は共済制度等により体制を整えなければならない。

8 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(財務)

第9条 財務内容については、条例第2条各号に定める基準を満たし、安定的、継続的運営を確保できる適正なものでなければならない。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

子育て支援事業		要件	事業例	
就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（内閣府・文部 科学省・厚生労働省令）第2条	第1号に掲げる事業	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもを養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	1週間につき3日以上実施すること。 原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。 利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域開放事業（県・地域開放推進費補助事業）のうち左記要件を満たしたもの ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記要件に該当する事業
	第2号に掲げる事業	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。 原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・乳児家庭全戸訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業） ・養育支援訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）
	第3号に掲げる事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業	すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・一時預かり事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業。ただし、在園児のみの場合を除く）
	第4号に掲げる事業	地域の子どもの養育に関する援助を受けると希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業		左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当するもの
	第5号に掲げる事業	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業		左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当する事業

神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）及び同法施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「施行規則」という。）の規定に基づいて行う認定の申請、届出の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第4条の規定により認定こども園の認定を受けようとする者は、認定こども園認定申請書（第1号様式）を神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は別表第一に定めるとおりとする。

3 第1項により申請書を提出しようとする者は、認定を受けようとする認定こども園の開園日数及び開園時間、利用定員、実施すべき子育て支援事業等について、あらかじめ施設の所在する市町村長の意見を聴かなければならない。

(認定の有効期間の更新申請)

第3条 法第5条第2項の規定により認定こども園の認定の有効期間の更新を受けようとする者は、認定こども園の認定の有効期間更新申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更の届出)

第4条 認定こども園の設置者は、法第29条第1項の規定による届出をしようとする場合には、認定こども園に係る変更届（第3号様式）により知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出において、横浜市、川崎市及び相模原市に所在する認定こども園の設置者にあつては、施設の所在する市を通じて知事に届け出るものとする。

3 第1項の規定による届出を要する変更事項及び変更届に添付する書類は、法第29条第1項の規定によるもののほか知事が必要に応じて定めることとし、別表第二に定めるとおりとする。

4 認定こども園の設置者は、開園日数及び開園時間、子育て支援事業並びに保育を必要とする子ども又は保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ施設の所在する市町村長の意見を聴かなければならない。

5 施行規則第28条第1号に規定する「都道府県知事が定める数」及び同条第2号に規定する「都道府県知事が定めるもの」は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県知事が定める数

保育を必要とする子ども又は保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員の人数のそれぞれ10分の1以内（保育所型認定こども園を除く。）の数

(2) 都道府県知事が定めるもの

職員配置の変更のうち、保育に従事する職員数及び職員の資格に変更のないもの

(運営の状況の報告)

第5条 認定こども園の設置者は、法第30条第1項の規定によりその運営の状況について、認定こども園に係る運営状況報告書（第4号様式）により知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告において、横浜市、川崎市及び相模原市に所在する認定こども園の設置者にあつては、施設の所在する市を通じて知事に報告するものとする。

3 第1項の報告書に添付する書類は、別表第一に定めるとおりとする。

4 第1項の報告は、毎年6月30日までに行わなくてはならない。

(他の地方公共団体との協議等)

第6条 知事は、法第3条第6項の規定による協議を行おうとする場合には、認定こども園の認定に係る協議書（第5号様式）により、同項に規定する市町村の長に協議しなければならない。

2 知事は、法第8条第1項の規定による協議を行おうとする場合には、認定こども園の認定に係る協議書（第6号様式）又は認定こども園の認定の取消しに係る協議書（第7号様式）により、同項に規定する地方公共団体の機関に協議しなければならない。

3 知事は、第1項及び第2項による協議のほか、認定こども園が所在する市町村の長に対し、認定こども園の認定の取消しに係る意見照会書（第8号様式）により意見を照会するものとする。

4 知事は、第3条の規定による申請を受けたときは、当該認定こども園が所在する市町村の長に対し、認定こども園の認定の有効期間の更新に係る意見照会書（第9号様式）により意見を照会するものとする。

5 第3項及び第4項の規定において、当該施設の設置者が市町村のみである場合、知事は、意見を照会することを要しない。

(認定の廃止)

第7条 認定こども園の設置者が当該施設認定こども園を廃止しようとするときは、認定こども園に係る廃止届（第10号様式）により、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出ようとする当該施設の設置者は、あらかじめ施設の所在する市町村長の意見を聞かなければならない。

3 第1項の届出は、廃止しようとする3か月前までに行わなければならない。

4 知事は、第1項の届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱中、第7条の規定は平成27年2月13日から、他の規定は平成27年4月1日から施

行する。

(経過措置)

2 平成 27 年 2 月 13 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間における第 7 条第 3 項の規定の適用について、「3 か月前まで」とあるのは「1 か月前まで」とする。

(準備行為)

3 第 2 条の規定による認定の申請手続、第 6 条の規定による協議等は、施行日前においても行うことができる。

別表第一(第 2 条、第 5 条関係)

	添付書類	認定の申請	運営状況報告
職員配置 職員資格	職員名簿		
	教員免許状又は保育士登録証の写し		
	定員及び収容状況表		
	勤務表		
施設設備	施設概要書		
	図面(案内図、配置図、土地(全敷地・屋外遊戯場)の求積図、建物(各階)の平面図、建物の立面図)		
	登記簿謄本(土地・建物)		
	公図写し		
	検査済証又は確認済証		
教育又は 保育	土地売買契約書、工事請負契約書等		
	教育及び保育の内容に関する計画書		
	指導計画、保育計画、活動計画、1 日の流れ(デイリープログラム)等		
資質向上	教育及び保育の実績報告書		
	研修実施計画書		
子育て支援	研修実績報告書		
	子育て支援事業計画書		
管理運営	子育て支援事業実績報告書		
	認定こども園の長の履歴書及び資格を証する書類		
	管理運営に係る計画書		
	管理運営に係る実績報告書		
	選考基準		
	調理業務委託契約書		
	外部搬入実施計画書		
	外部搬入実績報告書		
その他	食育に係る計画書		
	事業開始後 2 か年の収支予算書		
	設置者の履歴書又は沿革		
	議事録(法人の場合)		
	その他知事が必要と認める書類		

...添付する書類、 ...必要により添付する書類、 ...保育機能施設において添付する書類

別表第二(第 4 条関係)

届出を要する変更事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・変更の内容のわかる書類
施設の名称及び所在地	・変更の内容のわかる書類
保育を必要とする子どもの利用定員	・定員及び収容状況表
保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員	・職員名簿
教育又は保育の概要	
教育又は保育の目標及び主な内容	・教育及び保育の内容に関する計画書
認定こども園が実施する子育て支援事業	・子育て支援事業計画書
園児の 1 日の活動内容	
利用者負担	
施設の概要	
職員配置	・定員及び収容状況表 ・職員名簿

	施設設備等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設概要書 ・図面、登記簿謄本、確認済証、公図写し、契約書等変更の内容のわかる書類
	学級数	<ul style="list-style-type: none"> ・定員及び収容状況表 ・職員名簿
	幼稚園、保育所又は保育機能施設の別	<ul style="list-style-type: none"> ・認可書等変更の内容のわかる書類
	認定こども園の名称	
	認定こども園の長となるべき者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書及び資格を証する書類
	開園日数及び開園時間	

法人の場合、全ての変更事項について議事録を添付すること。

(第1号様式)

年 月 日

認定こども園認定申請書

神奈川県知事 殿

住所
設置者名
代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて認定こども園の認定を申請します。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・保 育機能施設
	所在地					
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満3歳以上	人	人		
	保育所又は 保育機能施設	満3歳未満 満3歳以上	人 人	人 人		
教育又は保育 の目標 及び主な内容						
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1号・2号 3号・5号	
市町村との調整状況（開園日数、開園時間、利用定員、子育て支援事業等）						
事業開始予定 日						

〔添付書類〕

神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱別表第一に掲げる書類

(第2号様式)

年 月 日

認定こども園の認定の有効期間更新申請書

神奈川県知事 殿

住所
設置者名
代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、関係書類を添えて認定こども園の認定の有効期間の更新を申請します。

施設の 名称	名称		施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地			保育機能施設
及び 所在地	名称			保育機能施設
	所在地			
認定こども園の名称				
前回有効期間		年 月 日から 年 月 日まで		

(第3号様式)

年 月 日

認定こども園に係る変更届

殿

住所
設置者名
代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 29 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて認定こども園に係る次の変更事項を届け出ます。

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
変更する事項		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更する日		
変更の理由		

〔添付書類〕

神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱別表第二に掲げる書類

(第4号様式)

年 月 日

認定こども園に係る運営状況報告書

殿

住所
設置者名
代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、関係書類を添えて認定こども園の運営状況を報告します。

認定こども園の名称				
認定こども園の所在地				
認定こども園の長の氏名				
実 員 報 告 日 前 日	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	幼稚園	満3歳以上	人	人
	保育所又は	満3歳未満	人	人
	保育機能施設	満3歳以上	人	人
教育又は保育の 目標 及び主な内容				
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業			1号・2号 3号・5号	
利用者負担				

〔添付書類〕

神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱別表第一に掲げる書類

(第5号様式)

年 月 日

認定こども園の認定に係る協議書

市町村長 殿

神奈川県知事

次の施設から認定こども園の認定の申請がありましたので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第6項の規定により協議します。

については、別紙意見書(別紙様式)によりご意見をくださるようお願いいたします。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満3歳以上	人	人		
	保育所又は 保育機能施設	満3歳未満 満3歳以上	人 人	人 人		
教育又は保育の 目標 及び主な内容						
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1号・2号 3号・5号	
事業開始予定日						

(別紙様式)

認定こども園に係る市町村意見書

市町村名

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見（地域の実情に応じた施設の開所時間及び開園日数、利用定員、子育て支援の内容、当該施設の運営状況等）	

(第6号様式)

年 月 日

認定こども園の認定に係る協議書

殿

神奈川県知事

次の施設から認定こども園の認定の申請がありましたので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第8条第1項の規定により協議します。

については、別紙意見書(別紙様式)によりご意見をくださるようお願いいたします。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満3歳以上	人	人		
	保育所又は 保育機能施設	満3歳未満 満3歳以上	人 人	人 人		
教育又は保育 の目標 及び主な内容						
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1号・2号 3号・5号	
事業開始予定 日						

(別紙様式)

認定こども園に係る市町村・地方公共団体機関意見書

市町村・地方公共団体機関名

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見(地域の実情に応じた施設の開所時間及び開園日数、利用定員、子育て支援の内容、当該施設の運営状況等)	

(第7号様式)

年 月 日

認定こども園の認定の取消しに係る協議書

殿

神奈川県知事

次の認定こども園の認定を取り消しますので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第8条第1項の規定により協議します。

については、別紙意見書(別紙様式)によりご意見をくださるようお願いいたします。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満3歳以上	人	人		
	保育所又は 保育機能施設	満3歳未満 満3歳以上	人 人	人 人		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1号・2号 3号・5号	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで					
今回該当する 取消し要件						

(別紙様式)

認定こども園に係る市町村・地方公共団体機関意見書

市町村・地方公共団体機関名

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見(地域の実情に応じた施設の開所時間及び開園日数、利用定員、子育て支援の内容、当該施設の運営状況等)	

(第8号様式)

年 月 日

認定こども園の認定の取消しに係る意見照会書

市町村長 殿

神奈川県知事

次の認定こども園の認定を取り消しますので、別紙意見書（別紙様式）によりご意見をくださるようお願いいたします。

施設の 名称 及び 所在地	名称		施 設 の 別	幼稚園・保育所・ 保育機能施設
	所在地			保育機能施設
	名称			保育機能施設
	所在地			
認定こども園の名称				
認定こども園の長の氏名				
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	幼稚園	満3歳以上	人	人
	保育所又は 保育機能施設	満3歳未満 満3歳以上	人 人	人 人
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業				1号・2号 3号・5号
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
今回該当する 取消し要件				

(別紙様式)

認定こども園に係る市町村意見書

市町村名

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見（地域の実情に応じた施設の開所時間及び開園日数、利用定員、子育て支援の内容、当該施設の運営状況等）	

(第9号様式)

年 月 日

認定こども園の認定の有効期間の更新に係る意見照会書

市町村長 殿

神奈川県知事

次の認定こども園から認定の有効期間の更新の申請がありましたので、別紙意見書（別紙様式）によりご意見をくださるようお願いいたします。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	保育所	
	所在地					保育機能施設	
	名称						
	所在地						
認定こども園の名称							
認定こども園の長の氏名							
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育に必要とする子ども以外の子ども			
	幼稚園	満3歳以上	人	人			
	保育所又は 保育機能施設	満3歳未満 満3歳以上	人 人	人 人			
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業						1号・2号 3号・5号	
前回有効期間	年 月 日から 年 月 日まで						

(別紙様式)

認定こども園に係る市町村意見書

市町村名

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見(地域の実情に応じた施設の開所時間及び開園日数、利用定員、子育て支援の内容、当該施設の運営状況等)	

(第10号様式)

年 月 日

認定こども園に係る廃止届

神奈川県知事 殿

住所
設置者名
代表者職氏名

次の認定こども園について廃止をしたいので、神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

施設の名称 及び所在地	名称		施設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地			保育機能施設
	名称			保育機能施設
	所在地			
認定こども園の名称				
認定こども園の長の氏名				
実 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	幼稚園	満3歳以上	人	人
	保育所又は 保育機能施設	満3歳未満	人	人
		満3歳以上	人	人
廃止予定年月日				
廃止の理由				
廃止後の連絡先	あて先 : 担当者 電話番号 : FAX 番号 :			
市町村との 調整状況				

〔添付書類〕

- ・ 辞退を決定した理事会等の議事録の写し（法人のみ）
- ・ 利用者への説明方法・内容がわかるもの
- ・ 利用児童の受入れ先一覧

【ここからは、参考様式です】

施設概要書

区 分		面 積 (㎡)	備 考
土 地	園庭 (屋外遊戯場)		
	全 敷 地		
	(うち借用部分)	()	(借用先)
建 物	乳 児 室		(室)
	ほふく室		(室)
	保 育 室 (満3歳未満)		(室)
	保 育 室 (満3歳以上)		(室)
	遊 戯 室		(室)
	調 理 室		
	保 健 室		
	職 員 室		
	便 所		
	そ の 他		
	計		

施設概要書

(変更用)

区 分		旧面積 (m ²)	増減面積 (m ²)	新面積 (m ²)	備 考
土 地	園庭 (屋外遊戯場)				
	全 敷 地				
	(うち借用部分)	()	()	()	(借用先)
建 物	乳 児 室				(室)
	ほふく室				(室)
	保 育 室 (満3歳未満)				(室)
	保 育 室 (満3歳以上)				(室)
	遊 戯 室				(室)
	調 理 室				
	保 健 室				
	職 員 室				
	便 所				
	そ の 他				
	計				

園具及び教具の明細表

(単位 円)

品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
机(人用)				絵画制作用具	一式		
椅子 (人用)				放送設備	一式		
黒板				C D			
すべり台				関係法令図書			
ぶらんこ (人用)				教材用図書			
砂遊び場							
積木	組						
がん具	組						
紙芝居用具							
絵本その他の 教材用図書							
ピアノ							
オルガン							
簡易楽器	一式						
保健衛生用品	一式						
飼育栽培用具	一式						

- 1 金額について、新規に購入するもの以外は、公認会計士又は税理士が評価した価額としてください。
- 2 申請書提出時に購入予定のものについては、売買契約書又は請書を添付してください。
- 3 この品名のみにとらわれることなく、その他の園具、教具も品名ごとに記載してください。

職員組織表

職名	専任	兼任	非常勤	計
園長	人	人	人	人
副園長又は教頭				
保育教諭				
事務職員				
その他職員				
園医				
園歯科医				
園薬剤師				
計				

(園則に記載してある教職員組織の職名でこの例に準じて作成してください。)

職員名簿

職名	氏名	資格免許等の種類	担当業務 1	専任・ 兼任・ 非常勤	非常勤職員 の常勤換算 値 2

- 1 学級担任、教育及び保育時間相当利用児（年齢）の保育、子育て支援事業、その他業務の内容を記載する。
- 2 非常勤の保育教諭について、1か月の勤務時間数の合計が常勤の保育士の勤務時間数に占める割合で換算する。（小数第2位以下切り捨て）

学級編制表

区 分	学級数	利用定員		備考
		1号	2号	
3 歳 児	学級		人	
4 歳 児				
5 歳 児				

設置者が法第 17 条第 2 項各号に該当しないことを誓約する書類

(設置者名) は、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 申請者が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成 年政令代 203 号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である
- 二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である
- 三 申請者が、法第 22 条第 1 項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者である
- 四 申請者が、法第 22 条第 1 項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して 5 年を経過しないものである
- 五 申請者が、法第 19 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 22 条第 1 項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第 17 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して 5 年を経過しないものである
- 六 申請者が、認可の申請前 5 年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者である
- 七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者がある
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 一、二又は六に該当する者
- 八 法第 22 条第 1 項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - 二 四に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前 60 日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して 5 年を経過しないもの

年 月 日

(設置者の氏名)

(代表者の氏名) 印

就 任 承 諾 書

年 月 日

(設置者の代表者) 殿

住所
氏名

印

私は、 年 月 日をもって(認定こども園の名称)の園長に就任することを承諾いたします。

園長が法第 26 条において準用する学校教育法第 9 条各号に掲げる者でないことを誓約する書類

(園長就任者の氏名)は、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

(設置者の氏名)

(代表者の氏名) 印

子育て支援事業計画書

実施する事業名	
事業の内容	
実施日数及び実施時間	
職員配置	
利用者負担	
市町村の意見	
その他	

子育て支援事業実績報告書

実施した事業名	
事業の内容	
実施日数及び実施時間	
職員配置	
利用者負担	
利用の実績	
その他	

管理運営に係る計画書

開園日数及び開園時間							
情報開示の体制							
障害児等特別の配慮を要する子どもの受入れに関する必要な措置							
子どもの健康を確保するための必要な措置（保健計画の策定、健康診断の実施等）							
子どもの安全を確保するための必要な措置（安全計画の策定、安全点検の実施等）							
食事の提供体制	給食（自園調理・外部搬入）・弁当・その他						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>栄養士の指導體制</td> <td></td> </tr> <tr> <td>食育への取組み</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他必要な配慮</td> <td></td> </tr> </table>	栄養士の指導體制		食育への取組み		その他必要な配慮		
栄養士の指導體制							
食育への取組み							
その他必要な配慮							
補償の体制							
利用者負担							

管理運営に係る実績報告書

開園日数及び開園時間							
情報開示の体制							
障害児等特別の配慮を要する子どもの受入れに関する必要な措置							
子どもの健康を確保するための必要な措置（保健計画の策定、健康診断の実施等）							
子どもの安全を確保するための必要な措置（安全計画の策定、安全点検の実施等）							
食事の提供の実績	給食（自園調理・外部搬入）・弁当・その他						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>栄養士の指導の実績</td> <td></td> </tr> <tr> <td>食育への取組み</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他必要な配慮</td> <td></td> </tr> </table>	栄養士の指導の実績		食育への取組み		その他必要な配慮		
栄養士の指導の実績							
食育への取組み							
その他必要な配慮							
補償の体制							
利用者負担							

外部搬入実施計画書

給食の外部搬入を実施する日	
加熱、保存、配膳の場所及び方法	
子どもの発達段階や健康状態に応じた食事の提供方法	
アレルギーやアトピー等への配慮状況	
子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることについて	
食育プログラムに基づいた食事の提供について	

外部搬入実施報告書

給食の外部搬入を実施した日	
加熱、保存、配膳の状況	
子どもの発達段階や健康状態に応じた食事の提供実績	
アレルギーやアトピー等への配慮実績	
子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じた実績	
食育プログラムに基づいた食事実績	

定員及び収容状況表

認可定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定子ども (人)							
2・3号認定子ども (人)							
計(人)							
学級数(学級)							

利用定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定子ども (人)							
2・3号認定子ども (人)							
計(人)							
学級数(学級)							

収容状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定子ども (人)							
2・3号認定子ども (人)							
計(人)							
学級数(学級)							

教育及び保育の内容に関する計画

<p>目標・理念・運営方針</p>	
<p>認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容</p>	
<p>集団生活の経験年数が異なることへの配慮</p>	
<p>利用時間等の違いへの配慮</p>	
<p>その他</p>	
<p>教育及び保育の環境の構成の留意点</p>	
<p>家庭との連携</p>	
<p>小学校教育への接続の工夫・小学校との連携</p>	

1日の流れ(デイリープログラム)				
時間	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	保育者の動き・配慮
7:00				
8:00				
9:00				
10:00				
11:00				
12:00				
13:00				
14:00				
15:00				
16:00				
17:00				
18:00				
19:00				
20:00				

教育及び保育の内容に関する概要

<p>目標・理念・運営方針</p>	
<p>認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容</p>	
<p>集団生活の経験年数が異なることへの配慮</p>	
<p>利用時間等の違いへの配慮</p>	
<p>その他</p>	
<p>教育及び保育の環境の構成の留意点</p>	
<p>家庭との連携</p>	
<p>小学校教育への接続の工夫・小学校との連携</p>	

教育及び保育の実績報告書

<p>目標・理念・運営方針</p>	
<p>認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容</p>	
<p>集団生活の経験年数が異なることへの配慮</p>	
<p>利用時間等の違いへの配慮</p>	
<p>その他</p>	
<p>教育及び保育の環境の構成の留意点</p>	
<p>家庭との連携</p>	
<p>小学校教育への接続の工夫・小学校との連携</p>	

売買又は賃借に係る承諾書

(認定こども園の設置者名) 殿

(認定こども園名) 設立に際しては、次の土地について売買契約を(又は「期間20年間の賃貸借契約を、別紙土地賃貸借契約書(案)の内容により」)締結することを承諾します。

土地の所在	地番	地積 実測面積(公簿面積)
市 町字	番	. m ² (. m ²)
市 町字	番	. m ² (. m ²)

平成 年 月 日

住所

氏名

印

所在及び地番は、登記簿謄本のとおり記載してください。

地権者(承諾者)の印鑑は登録済印鑑を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。

契約書(案)を左綴じで添付し、地権者(承諾者)の割印を押してください。

設置趣意書（記載事項の例）

- 1 施設の名称（予定）
- 2 施設を設置するに至った経緯
- 3 施設を設置する必要性（理由）
- 4 施設の運営方針
- 5 教育及び保育の理念及び目標
- 6 施設で行う予定である主な（特徴的な）取組み

園児の処置方法

園名

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
在園児の処遇(1号)	卒園まで在籍	人	人	人	人	人	人
	園 転 園						
	退園						
	未定						
	計						
	在園児の処遇(2、3号)	卒園まで在籍					
園 転 園							
退園							
未定							
計							
保護者への説明会等の開催状況 (又は予定)							
保護者からの意見等							
園児募集の計画							
2号認定、3号認定の園児の 処遇についての市町村との 調整状況							

(記入欄が不足する場合は、適宜追加又は別紙(様式自由)に記入してください。)

幼稚園教諭免許状を有しない者を学級担任とすることの理由書

本認定こども園においてすべての学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とすることが困難であるため、神奈川県認定こども園の認定の基準に関する取扱基準第3条第1項の規定に基づき、次の者を学級担任として任命します。

学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とすることが困難である理由	
学級担任とする者	
氏名	
児童福祉施設等における保育の実務経験	
意欲、適性及び能力等に関する所見	

保育士登録を受けていない者を教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者
 とすることの理由書

本認定こども園において必要な数の教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士登録を受けている者とするのが困難であるため、神奈川県認定こども園の認定の基準に関する取扱基準第3条第2項の規定に基づき、次の者を教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者として任命します。

教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士登録を受けている者とするのが困難である理由	
教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者	
氏 名	
幼稚園における教育の実務経験等	
意欲、適性及び能力等に関する所見	